※新規申込用

令和９年度　糸満市
教育・保育施設等利用案内

【令和9年度４月利用申請の受付期間及び場所】

受付期間： 令和８年１１月２日（月）～令和８年１１月１３日（金）

受付時間： 月曜日から金曜日（土日祝日を除く）
午前：9時から11時　午後：13時から16時
11時から13時は、午前最終受付～昼休みのため受付ができません。
◆今年度は休日受付を行いません。
◆平日窓口でのご来所が難しい方は郵送にてお申込みください。

受付場所： 糸満市役所２階市民ギャラリー申込会場に直接持参
または郵送（締切日消印有効）



※書類審査の日程上、上記期限を過ぎての提出は次回以降の利用調整の対象となります。
※申請書様式は、糸満市保育こども園課のホームページよりダウンロードできます。

もくじ

1	はじめに確認していただきたいこと（重要）	P1
2	支給認定について	P1-2
3	保育を必要とする事由について	P3
4	手続きの流れ	P4
5	利用申請期間について	P5
6	市外保育所等への申請、市外からの申請について（広域入所）	P6
7	提出が必要な書類	P7-8
8	利用申請にあたっての注意事項	P8
9	マイナンバーの提出について	P9
10	転園に関する注意事項	P10
11	利用者負担額等（保育料）について	P11-13
12	教育・保育施設等一覧	P14-18
13	～よくある質問Ｑ＆Ａ～	P19-23
14	保育事業案内	P24-25
《参考：糸満市保育所等利用調整基準表（案）》		P26
《施設簡易マップ・施設紹介》		P27-54

《申請書様式はこちらからです　☟》

支給認定申請書 兼 施設利用申込書	①
利用希望施設記入シート（転園の内きょうだい児と同じ施設への転園希望用）	①-在
利用希望施設記入シート	①-順
生育状況調査票	②
教育・保育施設等利用における重要確認事項	③
マイナンバー届出書	③-マ
就労証明書	④
自営業（内職等）申立書	⑤
妊娠・出産による入所に関する確認事項	⑥
診断書（保護者の疾患理由）	⑦
診断書（親族の介護・看護理由）	⑧
求職（起業準備）申立書	⑨
就学状況申立書	⑩
別世帯状況申立書	⑪
特別支援教育・保育申請書	⑫

【令和９年度年齢別クラス】

クラス年齢	生年月日			保育の必要性	
				有り	無し
□ 0歳児クラス	令和8年4月2日	～		□ ３号認定	―
□ 1歳児クラス	令和7年4月2日	～	令和8年4月1日		
□ 2歳児クラス	令和6年4月2日	～	令和7年4月1日		
□ 3歳児クラス	令和5年4月2日	～	令和6年4月1日	□ ２号認定	□ １号認定
□ 4歳児クラス	令和4年4月2日	～	令和5年4月1日		
□ 5歳児クラス	令和3年4月2日	～	令和4年4月1日		

※保育の必要性が有るとは、保護者(父母とも)が就労や病気等の事由により、日中、家庭で児童を保育できない状態を指します。

【お問合せ先】

●保育の必要性の認定に関すること ●入所や退所に関すること ●利用者負担額（保育料）に関すること	保育こども園課 保育・こども園係	〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目１番地 TEL：098-840-8131 FAX：098-840-8154
●施設に関すること（新設施設等）	保育こども園課 指導管理係	

《冊子の説明》

この案内の教育・保育施設とは、糸満市内の
①認可保育所　②認定こども園　③幼稚園　④小規模保育事業
等の施設・事業のことです。

この案内には、教育・保育施設の利用に関する手続きについて、重要な事項を記載しています。内容をよく読んで、必要な手続きを行ってください。

また、掲載されている施設の教育・保育内容（開所時間、延長保育、給食費や徴収金など）の詳しい情報は、各施設へお問い合わせください。教育・保育内容は、今後も変更する可能性があります。

Ⅰ．はじめに確認していただきたいこと（重要）

Ⅰ．支給認定と施設利用調整について

教育・保育施設を利用するためには、保育の必要性の認定（支給認定）を受ける必要があります。糸満市では、支給認定を受けた保護者の就労状況等に基づき、保育を必要とする事由について世帯ごとに指数化し、施設の利用調整を行っています。支給認定を受けた場合であっても、希望する施設に必ずしも入所できるとは限りません。また、書類の不備や保育の必要性が認められない場合、申請内容が事実と異なる場合は、利用調整が行われません。書類の偽造等による虚偽の申請が発覚した場合、申請及び内定を取り消します。

施設入所前、入所後に関わらず、転職や退職、勤務時間の変更、結婚・離婚、出産、育児休業の取得、その他生活の状況に変更があった際には、必ず申請・届出を行ってください。

2．保育料、給食費、その他費用について

保育料等の利用者負担額は、欠席した日についても発生します。また、利用者負担額のほかに入園料や遠足、教材費等の実費負担が発生する場合があります。

※利用者負担額（保育料）以外の徴収金については、各施設で定めています。

3．特別な支援を必要とするお子さんについて

障害や重い食物アレルギーのあるお子さんなど、特別な支援や食事の配慮が必要な場合は、申請の前に必ずご相談ください。また、お子さんの心身の状態や発達について気がかりな点やご心配がある場合、生育状況調査票（様式②）にご記入ください。

※企業主導型施設の利用について

企業主導型施設を利用するにあたって、支給認定申請が必要な場合があります。保育こども園課にて支給認定申請を行い、支給認定通知書が発行されましたら入所する企業主導型施設へご提出ください。

※申請日以降の認定となりますので、必ず入所開始前に申請ください。

2．支給認定について

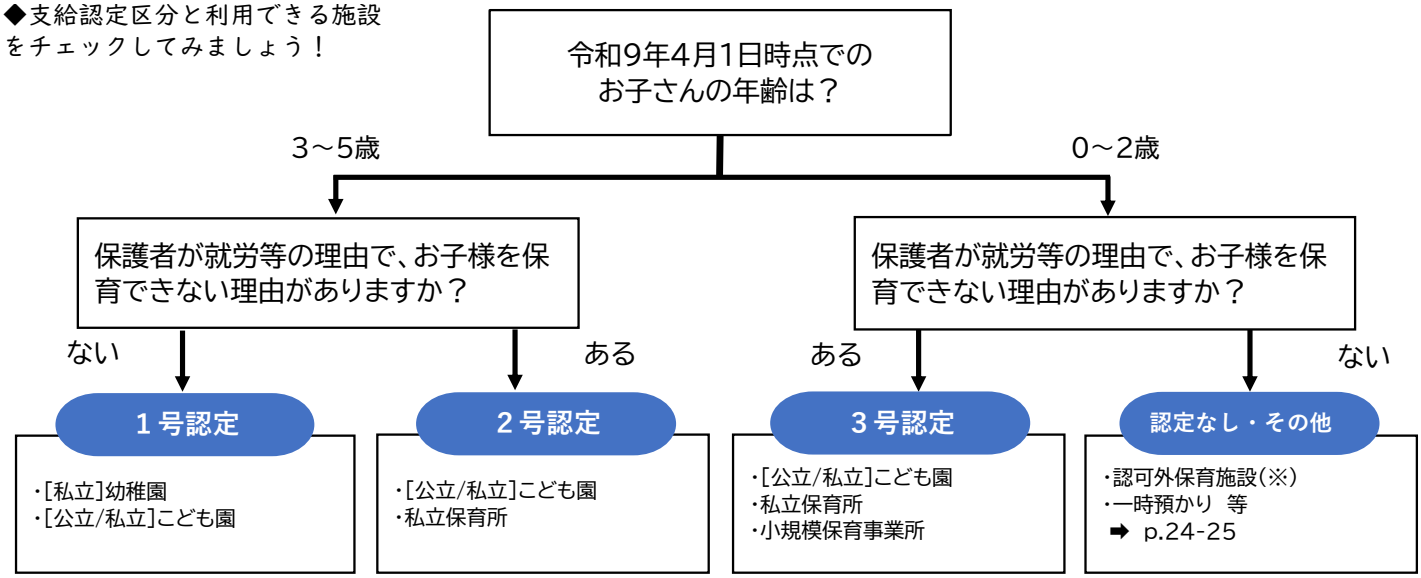
教育・保育施設を利用するには、糸満市から「支給認定」を受ける必要があります。支給認定は、児童の年齢や保育の必要性に応じて次の３つの区分があります。それぞれの認定区分に応じて、利用できる施設や利用可能時間が変わります。

《利用できる施設について》

支給認定区分	年齢	保育の必要性	対象となる児童	利用できる施設	
１号認定	満３歳**以上**	**なし**	保育を必要としない、教育を希望する児童	教育施設	・認定こども園（教育） ・幼稚園
２号認定		**あり**	保護者の就労や疾病などの事由により保育を必要とする児童	保育施設	・認定こども園（保育） ・保育所
３号認定	満３歳**未満**				・認定こども園（保育） ・保育所 ・小規模保育事業所

＊糸満市に住民登録がある児童・保護者が対象です。

◆支給認定区分と利用できる施設をチェックしてみましょう！



※　認可外保育施設で保育料無償化を受ける場合は、新２号または新３号の施設等利用給付認定を受ける必要があります。（p.13）

《施設ごとの特色》

特　色		対象年齢	定員	申請先
認可保育所	保護者の就労や疾病等の事由でお子さんの保育を必要とする場合に、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。	０～５歳児 ※施設によって異なります	20人以上	保育こども園課
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えています。糸満市が設置する公立認定こども園と社会福祉法人等が設置する私立認定こども園があります。			・公立（糸満南、真壁、喜屋武） ⇒保育こども園課 ・私立こども園（１号） ⇒各施設 ・私立こども園（２．３号） ⇒保育こども園課
幼稚園	就学前の子どもに幼児教育を提供する施設です。	３～５歳児		各施設
小規模保育施設	定員が比較的小さな施設であり、糸満市内では現在A型、B型の２種類があります。規模の特性を生かした保育を実施しています。	０～１歳児 または ０～２歳児	20人未満	保育こども園課

◆小規模保育施設の卒園児の進級先について

小規模保育施設は、認可保育所、認定こども園のうちいずれかを連携施設として設定しており、卒園後は連携施設へ優先的に進級できます。但し、連携施設が複数あり、連携施設の希望者の偏り等によっては、利用調整基準表に従い点数順に利用施設を決定します。連携施設は変更される場合があるため、各施設または保育こども園課にご確認ください。

《利用可能時間について》

支給認定区分により利用可能時間が異なります。また２号・３号は、保育の必要量によってさらに標準時間／短時間に区分されます。

支給認定区分	教育・保育の必要量	利用可能時間	要件
１号認定	教育	朝からお昼すぎまで （標準4時間、各施設で定める）	ー
２・３号認定	保育（**標準時間**）	朝から夕方まで（最長11時間）	月120時間以上かつ週30時間以上の就労など
	保育（**短時間**）	朝から夕方前まで（最長8時間）	月64時間以上120時間未満かつ週16時間以上の労働など

※公立こども園は、１号の預かり保育を行っていません。

※２号・３号で認定された保育時間を超えて利用する場合は、延長保育の取扱いとなり、別途料金が発生します。

※保育短時間の利用時間帯は、各施設により異なります。どの時間帯で利用するか各施設にてご相談ください。

※就労状況を確認する中で、就労時間の変更が判明した場合には、標準時間/短時間を適宜変更いたします。

※短時間認定であっても、通勤に時間がかかる等の理由で送迎時間に間に合わず、月に**10回以上**延長保育を利用している（あるいは見込みのある）方は、就労証明書・タイムカード等で勤務地、勤務状況等を審査した上で、申請した翌月から標準時間に変更できる場合があります。保育こども園課窓口で「利用要件変更申立書」と添付資料をご提出ください。

3．保育を必要とする事由について

２．３号認定においては、保護者（ふたり親の場合は両親）が次のような状況にあり、教育・保育施設での保育を必要とする場合に教育・保育施設を利用申請することができます。

保育を必要とする事由			保育時間	支給認定有効期間
1	就労	会社や自宅を問わず、月64時間かつ週16時間以上労働している場合	標準時間(月120時間以上就労の場合) 短時間(月64時間以上労働の場合)	最長、就学前まで
2	妊娠・出産	出産の準備や出産後の休養が必要な場合	標準時間	出産予定日の2ヵ月前の月初日から出産日の3ヵ月後の月末日
3	保護者の疾病・障害	病気、負傷、障害がある場合	標準時間	療養期間中 または 最長、就学前まで
4	親族の介護・看護	長期にわたる病気や心身に障害のある親族を常時介護・看護している場合	標準時間または短時間 （申請内容による）	療養期間中 または 最長、就学前まで
5	災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合	標準時間	最長、就学前まで
6	求職活動 （起業準備含む）	求職活動を継続的に行っている場合 または起業の準備を行っている場合	短時間	最長、３か月以内
7	就学	大学・専門学校・職業訓練校等に通学している場合 ※自動車教習所、習い事等は該当しません	標準時間（月120時間以上の場合） 短時間（月64時間以上の場合）	通学期間中
8	育児休業	申込児童以外の子の育児休業中の場合	短時間	育児休業対象の子の１歳になる月の月末まで
9	その他	DV・虐待等または１～７に類するものとして市長が認める場合	標準時間	最長、就学前まで

＊１～９の保育認定の事由に該当しなくなった場合は、その時点までの保育となります。

※育児休業と保育施設の利用について

①育児休業対象児童の保育所等の新規申込をする場合　※申込児童の育児休業中

育児休業対象児童は、育児休業中につき、ご家庭で保育ができるため、原則利用申請ができません。そのため、育児休業対象児童の保育所等の利用申請を行う場合は、**育児休業から復職することを前提とした申請**になります。保育所等の利用が決定した場合には、**利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月１日までに復職していただく必要があります。**

②育児休業対象児童以外の児童の保育所等の新規申込をする場合　※下の子の育児休業中

就労証明書や自営業（内職等）申立書により、育児休業対象児童の育児休業中であることが確認できる場合に限り、利用申請をすることが可能です。内定し入所が決まった場合、下の子の育児休業を理由とした利用のため、育児休業から復帰する必要はございません。なお、入所調整においては、育児休業から復職することを前提とした申し込みよりも、優先度が下がります。

※②について、認定期間（利用可能な期間）は、**育児休業対象の子（下の子）が満１歳に達する日の月末まで**です。ただし、**育児休業対象の子が１歳の誕生日を迎えてもなお、育児休業対象の子の１歳になる月の利用（入所）申請をしているが、入所が決まらない場合に、やむを得ず育児休業を延長する場合のみ、育児休業対象の子が２歳に達する月末まで**継続利用ができます。育児休業を延長した場合には、育児休業取得期間が延長されたことの分かる就労証明書や自営業（内職等）申立書を提出してください。

4．手続きの流れ

必要な書類の準備

□申込締切日までに、保育の必要性の認定（支給認定）と利用申請を行います。
□提出や締切日、必要書類などは以下のページを確認してください。

・p.1-3　支給認定・保育の必要性について
・p.5-6　利用申請・締切日について
・p.7-9　申請に必要な書類

□※医療的ケア児に該当する方は、利用申込とは別に申請が必要となります。
詳細は、保育こども園課までお問い合わせ下さい。
□書類に不備がある場合、修正・追加提出を求めることがあります。期限内に不備が解消されない場合は利用調整いたしません。
□就労先の本社が県外にある等の理由により就労証明書の取得に時間がかかる方は、早めの準備をおすすめします。
□提出された書類は返却できません。必要な方はあらかじめコピーをお取りください。
□証明書の各種様式は、糸満市ホームページよりダウンロードできます。

希望する施設を選ぶ

□施設ごとに、利用できる年齢や保育時間、および延長保育料等が異なります。➡p.14-18
□希望順位は調整には影響しません。希望する施設数に制限はありませんが、通園できる範囲で、利用を希望する施設の順に選んでください。
□希望する施設については、事前の見学をおすすめします。
※見学申込みは事前に各施設へお問い合わせください。

申請書類の提出

□利用申請の必要がなくなった場合は、必ず利用申請の取下げを行ってください。
□申請中に、家庭状況や就労状況、希望施設の変更があった場合は、必ず届け出てください。
□申請内容が事実と異なる場合や保育の必要性がない場合等は、利用調整が行われません。内定後に発覚した場合、内定取消となります。また、書類の偽造等が発覚した場合、申請及び内定取消となります。

利用調整

◆利用調整とは、保護者が希望する教育・保育施設等の中から、利用できる施設の調整を糸満市が行うことです。利用調整にあたっては「糸満市保育所等利用調整基準表」➡p.26　に基づき、保育の必要性の事由について世帯ごとに指数化し、入所の優先順位を判断します。例えば、就労の場合、就労証明書等に記載された労働時間や労働実績等により点数付けを行います。
※その他実情に応じて優先的に利用調整を行う場合もあります。
※随時、新規入所申込を受け付けるため、指数に変更が無くても、他の申込者の状況により相対的に順位が下がることがあります。

結果通知

一次
↓
R9.2月中旬頃

二次
↓
R9.3月中旬頃

内定

内定通知
４月利用調整後に送付される書類
〇利用調整結果通知書（内定）
〇健康診断書

※５月以降の利用調整は、内定者のみ電話で内定連絡をいたします。支給認定通知書は利用決定通知に同封して送付します。

辞退

※辞退すると次回以降の入所調整で減点があります。
➡p.8
「８．利用申請にあたっての注意事項」

保留

保留通知
４月利用調整後に送付される書類
〇教育・保育施設等入所保留通知書

※５月以降の利用調整は、保留者には連絡を行いません。結果についての詳細は、入所調整前月20日以降に、保育こども園課までお問い合わせください。

待機

内定するまでは翌月以降も利用調整の対象となります。
※保育事由がある限り、最長、申込年度内は継続して有効です。

入所内定後

健康診断・面談

□医療機関で健康診断を受け、面談日に内定施設へご提出ください。
※５月以降の入所調整においては、保育こども園課窓口へ健康診断書の様式を受け取りに来所してください。様式は糸満市ホームページからもダウンロードできます。
※健康診断や、内定施設との面談において集団生活ができないと判断された場合は、入園できない場合があります。
※面談日については、直接施設と調整を行ってください。

入所決定

利用決定通知（３月中旬～下旬頃）
〇利用承諾書兼利用料（保育料）決定通知書
〇支給認定（変更）通知書

○支給認定（変更）通知書

５．利用申請期間について

◎公立施設(1・2・3号)、私立こども園(2・3号)、私立保育所・小規模保育事業所(2・3号)◎

利用開始希望日	申請受付開始日		締切日	利用決定通知発送時期（予定）
令和9年4月1日	在園児童（現況届）	ー	令和8年8月31日（月） ※在園施設に提出	令和9年3月中旬
	新規児童	令和8年11月2日（月）	令和8年11月13日（金） ※16時00分まで	内定：　令和8年2月中旬 令和9年3月下旬
令和9年5月1日	令和8年12月1日（火）以降随時受付		令和9年3月末日	令和9年4月下旬
令和9年6月1日			令和9年4月末日	令和9年5月下旬
令和9年7月1日			令和9年5月末日	令和9年6月下旬
令和9年8月1日			令和9年6月末日	令和9年7月下旬
令和9年9月1日			令和9年7月末日	令和9年8月下旬
令和9年10月1日			令和9年8月末日	令和9年9月下旬
令和9年11月1日			令和9年9月末日	令和9年10月下旬
令和9年12月1日			令和9年10月末日	令和9年11月下旬
令和10年1月1日			令和9年11月末日	令和9年12月下旬
令和10年2月1日			令和9年12月末日	令和10年1月下旬
令和10年3月1日			令和10年1月末日	令和10年2月下旬

〇受付時間：月曜日から金曜日（祝日・休日・12月29日～1月3日を除く）

※郵送は各受付期限内の消印が必要となります。

4月1日入所　午前：9時から11時、午後：13時から16時　※11時から13時は午前最終受付～昼休みのため受付ができません。

5月以降入所　午前：8時30分から11時45分、午後：13時から17時　※12時から13時は昼休みのため受付ができません。

〇提出した申込書は年度内の調整において継続して有効です。次の年度の入所は改めて申込みが必要です。

〇書類不備や記入漏れがある場合は受付できません。申込受付期限を過ぎた提出書類は、次回以降の利用調整となりま

◎私立こども園・幼稚園（1号）◎

私立認定こども園・幼稚園（１号）の新規及び在園継続の申込は各施設にて受け付けます。詳細は施設へご確認くださ

施設名	申込受付開始日	連絡先
西崎どろんこ保育園	令和8年10月1日～令和8年10月30日	992-3644
兼城こども園	令和8年10月1日～令和8年10月16日	994-7914
ちくば認定こども園	令和8年10月1日～令和8年10月31日	994-2179
こひつじこども園	令和8年10月1日～令和8年10月30日	994-6916
あいわこども園	令和8年10月1日～令和8年10月16日	894-6675
津山幼稚園	令和8年10月1日～定員に達し次第終了	994-6714
光洋こども園	令和8年10月5日～令和8年10月23日	992-1888
糸満ちくば第２こども園	令和8年10月1日～令和8年10月31日	851-8778
新島こども園	令和8年10月1日～令和8年10月16日	994-2625
ゆりかご認定こども園	令和8年10月13日～令和8年10月30日	851-3362
浜川こども園	令和8年10月1日～令和8年10月19日	992-2767
大地の子こども園	令和8年10月1日～令和8年10月23日	994-9288
米須こども園	令和8年10月1日～令和8年10月30日	851-4027
ゴスペル幼稚園	令和8年10月5日～随時受付	994-2145
みつる認定こども園	令和8年10月1日～令和8年10月15日	992-5300
のびしろこども園	令和8年10月1日～随時受付	987-1412

６．市外保育所等への申請、市外からの申請について（広域入所）

※糸満市へ転入予定の方は必ずご確認ください。

◆広域入所とは
　現在住んでいる市町村外に所在する保育所等を利用することを「広域入所」といいます。利用調整の点数や利用可能期間は市町村によって異なりますのでご注意ください。

◆市外の方が糸満市内施設を利用希望する際の利用調整について**※転入予定なし**
・利用調整にあたっては、**利用調整時点で市内に住民登録がある方を優先に利用決定します。**また、広域入所の場合、入所可能期間は最長で利用年度限り（令和１０年３月３１日まで※）となり、次年度以降は在園児としての優先入所はありません。次年度以降も利用希望される場合は、改めて次年度の新規利用申請を行ってください。
※市内在住者の申請（入所待ち）状況によっては、入所可能期間を更に短く設定する場合があります。

◆糸満市へ転入予定がある方の利用調整について

・令和９年４月調整において

⇒　転入予定者は、①現居住地の住民票、②転入予定地、転入時期の分かる資料（先に転入予定地へ転入済の者がいる場合はその住民票、不動産賃貸・売買契約書等）を添付してください。②を基に、入所時において転入見込があると認められた際に、糸満市民と同等の優先度で利用調整しますが、内定後、入所月の前月末日までに糸満市へ転入できない場合、内定取消となります。

⇒　②の添付が無い方は、各回の調整時点で糸満市に転入したことが確認でき次第、糸満市民として利用調整します。転入した際には保育こども園課へ届け出てください。

・令和９年５月以降調整において

⇒　転入予定者は、①現居住地の住民票、②転入予定地、転入時期の分かる資料を添付してください。②の添付が無くても糸満市民と同等の優先度で一旦は利用調整します。但し、入所月の前月末日までに糸満市への転入が確認できない場合は内定取消または退所となります。その場合、入所していた期間については、改めて転入前の市町村に支給認定申請と広域入所申請を行っていただくこととなりますのでご注意ください。

◆利用申請について

＊糸満市内に住民登録があり、市外の保育所等を利用希望する場合

申請場所	必要書類	申請締切日
糸満市保育こども園課	糸満市様式で提出してください。利用調整の為に追加書類の提出が必要な場合があります。 ※申請する自治体の指示により様式が異なる場合があります。	利用を希望する施設の市町村窓口へご確認ください。期日に余裕をもってお申し込みください。

＊市外に住民登録があり、糸満市内の教育・保育施設を利用希望する場合**（糸満市へ転入予定なし）**

申請場所	必要書類	申請締切日
現在お住まいの市町村	現在お住まいの市町村様式（令和９年度版）で提出いただいて構いません。	糸満市が指定する締切日までにお住まいの市町村へ提出してください。

＊市外に住民登録があり、糸満市内の教育・保育施設を利用希望する場合**（糸満市へ転入予定あり）**

申請場所	必要書類	申請締切日
糸満市保育こども園課	糸満市に転入予定のある方 **➡糸満市様式で提出してください。** **①現居住地の住民票、②転入予定地、転入時期の分かる資料を添付**	糸満市が指定する締切日までに提出してください。

令和９年４月入所調整において、②の資料を基に糸満市民と同等の優先度で調整するか判断します。
令和９年５月以降入所調整において、②の資料が無くても一旦は糸満市民と同等の優先度で調整します。
※どちらも、入所月の前月末日までに糸満市へ転入が確認できない場合、内定取消となります。

７．提出が必要な書類

すべての方が必要な書類　　◆は保育こども園課指定の様式

	No.	必要な書類	様式ページ	備考
□	1	◆支給認定申請書 兼 施設利用申込書	①	－
□	2	◆利用希望施設記入シート ※私立こども園（1号）、幼稚園（1号）希望者は提出不要です。	①-在 又は ①-順	申請の状況によって様式が違います。
□	3	◆生育状況調査票	②	－
□	4	◆教育・保育施設等利用における重要確認事項	③	下の子は コピー提出可
□	5	◆マイナンバー届出書	③－マ	下の子は コピー提出可

教育（１号）の方が必要な書類　＊私立こども園(１号)、幼稚園(１号)に入所する方は、提出書類の詳細は施設へ確認してください。

	No.	必要な書類	様式ページ	備考
□	1	各施設が発行した入所決定通知書（私立こども園、幼稚園のみ）	－	－

保育（２号・３号）の方が必要な書類　※詳しくは、保育こども園課までお問い合わせください。　　◆は保育こども園課指定の様式

父	母	No.	保育が必要な理由		必要な書類	様式ページ	時間	備考
□	□	1	就労 ※育児休業からの復帰を含	雇用されている方 （会社員、公務員、パート、派遣、単身赴任）	◆就労証明書 ※育児休業から復帰する場合は、復帰日の記載が必要	④	標準 短	下の子はコピー提出可
□	□			自営業の方 （自営業中心者、自営業協力者、委託契約、内職）	◆自営業（内職等）申立書	⑤		
					添付書類 ・自営業収入の分かる税申告書、開業届、営業許可証、営業証明書、社会保険証、専従者給与に関する届出書等の公的書類の写し。 ・その他、就労の事実を客観的に証明できる資料等	—		
—	□	2	妊娠・出産		◆妊娠・出産による入所に関する確認事項	⑥	標準	
					添付書類 ・親子健康手帳の写し ※表紙・分娩予定日が分かるページ	—		
□	□	3	保護者の疾病・障害		◆診断書（保護者の疾患理由用）	⑦	標準	
					・身体障害者手帳等の写し※該当者のみ	—		
□	□	4	親族の介護・看護		◆診断書（介護・看護理由用）	⑧	標準 短	
□	□	5	災害復旧		・罹災証明書等の被災を確認できる書類	—	標準	
□	□	6	求職活動（起業準備含む）		◆求職（起業準備）申立書	⑨	短	
□	□	7	就学（職業能力開発大学含む） ※自動車学校等は対象となりません		◆就学状況申立書	⑩	標準 短	
					・就学添付書類 ①在学証明書または入学許可証 ②時間割 ③就学期間がわかるもの　以上３点全て	—		
□	□	8	申込児童以外の子の育児休業		◆就労証明書、自営業（内職等）申立書	④、⑤	短	
					※育児休業中であることが確認出来る場合に限る	—		
□	□	9	その他（DV・虐待等）		社会的擁護を必要とする場合等の保育を必要とする理由を証明や確認ができる書類	—	標準	

※必要に応じて、その他の書類を追加提出していただくことがあります。
※保護者とは、父母、あるいは父母に代わって事実上子を監護する者を言い、事実婚・内縁・結婚予定で同居している方を含みます。
※代表保護者と児童の住所が異なる場合は、代表保護者の住民登録する市町村にて支給認定申請を行ってください。

該当する方のみ必要な書類　※詳しくは、保育こども園課までお問い合わせください。　　◆は保育こども園課指定の様式

	No.	世帯の状況	必要な書類	様式ページ	備考
□	1	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書の写し	―	下の子は コピー提出可
□	2	ひとり親（母子・父子）世帯（離婚） ※離婚した方に限る（調停中、協議中は対象外）。 ※離婚後も父母が同居の場合、事実婚等の場合は該当しません。	※下記いずれかを提出 ・戸籍謄本等（受理証明書も可） ・児童扶養手当受給者証の写し ・母子及び父子家庭医療費受給者証の写し	―	
□	3	離婚調停（裁判）中の方（協議中は対象外）	離婚調停、裁判の証明となる書類	―	
□	4	同一住所に別世帯がある方	◆別世帯状況申立書	⑪	
			・別世帯添付書類 ①各世帯の光熱水費領収書等（直近のもの） ※各社発行のものに限ります。 ②各世帯の玄関の写真	―	
□	5	特別支援教育・保育（加配保育士の配置）を希望する方 ※医療的ケア児に該当する方は、利用申込とは別に申請が必要です。詳細は、保育こども園課までお問い合わせください。	◆特別支援教育・保育申請書	⑫	―
			・医療機関等が作成した「障がいの状況がわかる診断書」または「療育に関する意見書」（必須） ・身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書の写し（該当者のみ）	―	
□	6	同居の親族に心身障害者（児）のいる世帯 ※申込児童自身が該当し、№5で提出する場合は省略可	身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書、精神障害者保健福祉手帳、障害基礎年金証書などのいずれかの写し ※通所受給者証は該当しません。	―	下の子は コピー提出可
□	7	認可外保育施設に2か月以上継続して入所、または、一時預かり事業を月10日以上かつ2か月間以上利用している方 ※申込児童本人の育児休業を理由に利用したものを除く	要件を満たすことの分かる資料（例：２か月分以上の保育料の領収書、月謝袋の写し、施設が発行する在園証明書等） ※提出は調整指数の加点対象。提出は任意。	―	
□	8	利用日までに転入予定の方 ※詳細はｐ．６をご覧ください。	①現居住地の住民票、②転入予定地、転入時期の分かる資料	―	

８．利用申請にあたっての注意事項

＊転園申請をする場合（現在、認可施設に在園している方）

転園申請は、退所手続きと新規利用申請の両方が必要となります。したがって、新規利用申請において在園していた施設を希望に含めることが可能ですが、利用調整の結果によっては保留となる場合がございます。

＊利用申請中（まだ施設利用が決まっていない場合等）の変更の手続き

家庭の状況や保育を必要とする状況に変更があった場合や、希望する施設を変更したい場合は、速やかに変更申請を行ってください。変更申請は随時受け付けます。毎月の入所申込期日までに書類を提出いただければ、変更内容を適用させて入所調整を行います。

＊利用申請を取り下げる場合

申請は年度内有効のため、利用申請の希望がなくなった場合は、速やかに申請の取下げを行ってください。令和８年度中に入所が決定した場合は、令和９年度の利用申請を取り下げてください。また、糸満市外へ転出する場合も、支給認定の取消と利用申請の取下げが必要です。

＊利用内定後に辞退する場合

利用内定した後、やむを得ず入所を辞退する場合には、速やかに保育こども園課までご連絡をお願いします。速やかに手続きしていただくことにより、貴重な受入れ枠を他の申請者にご案内することができます。４月入所調整においては、内定通知に記載された指定期日までに必要書類をご提出ください。

＊利用内定後に辞退した場合の点数と保留通知について

利用内定後に入所を辞退した場合は、辞退１回につき１点の減点となります。この減点は年度内の最終調整まで適用します。また、内定を辞退した場合は、保育の実施（保育施設への入所）に関する証明書（待機証明書）ではなく、入所保留通知書を発行しております。なお、入所保留となった理由の欄に「内定を辞退した」旨を記載いたします。

９．マイナンバーの提出について

利用申請書類を提出の際にはマイナンバーの確認を行いますので、下記（１）及び（２）をご提示ください。

《必要なもの》

（１）マイナンバー届出書（様式③－マ）

（２）本人確認書類　①番号確認書類　②身元確認書類　**申請者（窓口に来所される方）の分を提出してください。**（申請児童及びその他の方の書類は不要です。）

※ 利用申請書類と一緒にご提出ください。

①番号確認書類	いずれか１点
	・マイナンバーカード（裏面） ・通知カード　※ 　郵送申請の場合、マイナンバーが分かる面のコピーを貼付 ・マイナンバーが記載された住民票の写し（または住民票記載事項証明書） ※通知カードの記載事項（住所、氏名等）が住民票と一致していない場合は、番号確認書類として利用できません。）
②身元確認書類 郵送申請の場合 ①顔写真 ②氏名 ③生年月日または住所が分かる面のコピーを貼付	１点で可能なもの（顔写真付の公的証明書）
	・マイナンバーカード（表面）　・運転免許証 ・パスポート　・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳　・療育手帳 ・在留カード　等
	２点必要なもの　Ａ２点　または　Ａ１点とＢ１点
	Ａ　顔写真なしの公的証明書（氏名、生年月日、住所の記載があるもの） ・保険証　・学生証 ・年金手帳　・法人が発行した証明書 ・児童扶養手当証書　・公的機関発行の資格証明書 ・特別児童扶養手当証書　等
	Ｂ　顔写真付きの証明書（顔写真の記載があるもの）

窓口で申請する場合

本人確認書類の原本を提示してください。コピーを用意していただく必要はありません。

郵送で提出する場合

「マイナンバー届出書」の裏面に「本人確認書類のコピー」を貼付した上で、申請書類とともに郵送用封筒に入れてください。

代理人が提出する場合

保護者以外の方が代理で申請する場合、次のＡ～Ｃをご提示ください。

Ａ:申請保護者（父または母）のマイナンバーが確認できる書類（上記①番号確認書類）

Ｂ:代理人の身元確認書類（上記②身元確認書類）

Ｃ:「マイナンバー届出書」の委任者欄へご記入ください。

10. 転園に関する注意事項

○在園中の施設から他の施設へ転園を検討している方へ

きょうだい児が通う園のみを希望する場合の転園手続き

○4月から転園 → 次年度の新規利用申請を行ってください。
元の園を継続で調整しつつ、兄弟児と同じ園へ利用調整を行い、保留の場合は元の園で継続となります。
利用調整の結果、希望園に内定した場合には元の園に戻ることはできません。
※4月調整においては1次調整の前に、対象者の同園入所調整を行います。
※4月調整の2次調整以降は全体調整後の空き枠を確認し、調整を行います。

○5月以降の転園 → 年度途中の新規利用申請を行ってください。入所調整は新規利用申込書提出月の翌々月１日入所から対象となります。利用調整の結果、希望園に内定した場合には元の園に戻ることはできません。
※5月以降は毎月入所調整後の空き枠を確認し調整を行います。

それ以外の転園手続き

○4月から転園 → 次年度の新規利用申請を行ってください。在園中の施設を希望に含めることが可能ですが、利用調整の結果によっては保留となる場合がございます。

○5月以降の転園 → 既に利用している施設の退所届を提出し、併せて年度途中の新規利用申請を行ってください。入所調整は新規利用申込書提出月の翌々月１日入所から適用となります。また、新規利用申込において、利用していた施設を希望に含めることが可能ですが、利用調整の結果によっては保留となる場合がございます。

【在園保障とは】
①糸満市が利用調整を行う施設（2.3号）に在園する児童のみ在園保障が適用されます。
②利用調整の結果、希望園に内定した場合には元の園に戻ることはできません。
③4月調整において小規模保育施設を卒園するきょうだい児と同園を希望する場合は、連携先の内定施設で調整します。
④入所年度内にきょうだい児と同じ施設に入所できるように転園を希望する場合のみ、在園保障が適用されます。
下記の場合には在園保障の対象外となりますのでご注意ください。
（例）Aさん（A園）、Bさん（B園）を利用しており、Bさんが（A園）への転園を希望しているが、（A園）がBさんの年齢を受け入れていない場合。※兄弟児が同じ施設に入所できないため。
⑤きょうだい児が在園している施設以外も転園希望園に含める場合は在園保障の対象とならず通常の転園申請扱いとなります。
⑥転園希望先や在園施設の受入可能な年齢により在園保障の対象外なる場合があります。

11.利用者負担額等（保育料）について

・利用者負担額等（保育料）は、世帯の市町村民税額の合算額と、世帯の状況で決まります。
・０～２歳児クラスの保育料は、階層別保育料算定表をもとに決定しています。
・３歳児以上の保育料は無償化されましたが、給食費が発生します。給食費は主食費と副食費に分かれています。

○算定について

（１）算定基準年度について
前期保育料（令和９年４月から８月分まで）は「**令和８年度**」の市町村民税課税額、後期保育料（令和９年９月から令和１０年３月分まで）は「**令和９年度**」の市町村民税課税額で算定されます。

（２）税額控除等について
算定根拠となる市町村民税の額は、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、株式等譲渡所得割控除等の税額控除適用前の税額です。

（３）主宰者加算について
利用者負担額算定の根拠となる市町村民税額は、基本的には父母それぞれの課税額の合計で算定します。保護者（父母）の市町村民税所得割・均等割額が0円の場合には、同居親族等（祖父母やきょうだい）の中で最も所得が高い、あるいは納税額が多い方をその世帯の生計を担う主宰者とみなし、保育料の算定根拠に含めます。ただし、収入の有無・税の扶養状況等から生計が別であると認められた場合は、保育料の算定根拠から除外されることがあります。

階層別保育料算定表

【保育（２号・３号）】

階層区分	定義			きょうだいの数え方	０～２歳児クラス			３歳児以上クラス			きょうだいの数え方
					第１子	第２子	第3子以降	全員	第１、2子	第3子以降	
					保育料　上段→標準時間　下段→(短時間)			保育料	給食費		
1	生活保護世帯			生計同一の児童の数	0 (0)	0 (0)	無償	無償	※主食費及び副食費の額は各施設で異なります。（ｐ．１４～１８）	主食費のみ（副食費免除）	生計同一の児童の数
2	市町村民税非課税世帯		ひとり親等		0 (0)	0 (0)					
			ひとり親等以外		0 (0)	0 (0)					
3	市町村民税均等割額のみ課税世帯		ひとり親等		6,850 (6,750)	0 (0)					
			ひとり親等以外		15,400 (15,200)	7,700 (7,600)					
	市町村民税の所得割合算額	1円～48,599円	ひとり親等		7,100 (7,000)	0 (0)					
			ひとり親等以外		15,900 (15,700)	7,950 (7,850)					
4		48,600円～57,699円	ひとり親等		9,000 (9,000)	0 (0)				主食費のみ（副食費免除）	
			ひとり親等以外		24,000 (23,600)	12,000 (11,800)					
		57,700円～77,100円	ひとり親等		9,000 (9,000)	0 (0)					
			ひとり親等以外	小学校就学前で教育・保育施設等※を利用している児童の数	24,000 (23,600)	12,000 (11,800)			主食費＋副食費		小学校就学前で教育・保育施設等※を利用している児童の数
		77,101円～96,999円			24,000 (23,600)	12,000 (11,800)					
5		97,000円～120,999円			29,800 (29,300)	14,900 (14,650)					
		121,000円～144,999円			33,000 (32,500)	16,500 (16,250)					
		145,000円～168,999円			36,000 (35,400)	18,000 (17,700)					
6		169,000円～234,999円			41,200 (40,500)	20,600 (20,250)					
		235,000円～300,999円			46,500 (45,800)	23,250 (22,900)					
7		301,000円～396,999円			61,000 (60,000)	30,500 (30,000)					
8		397,000円～			78,000 (76,700)	39,000 (38,350)					

※「ひとり親等」とは、母子世帯、父子世帯、在宅障がい者のいる世帯のことです。
※対象施設は、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童心理治療施設、認定こども園、特例保育、家庭的保育事業、企業主導型保育事業、児童発達支援または医療型児童発達支援サービス利用者です。

税申告はお済でしょうか？まだの方はお早めに！

保護者の所得内容が不明、または未申告の世帯は、保育料が最高78,000円に設定されてしまいます。所得申告がまだの方は、お早めに申告を行ってください。

所得が0円、あるいは扶養に入っている方も必ず申告手続きをお願いします。（お手続きは税務署または市税務課にて行う必要があります。）



階層別保育料算定表

【教育（１号）】

<table>
<tr><th>階層区分</th><th colspan="3">定義</th><th>第１子</th><th>第２子</th><th>第３子
以降</th><th>きょうだいの
数え方</th></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="3">生活保護世帯</td><td rowspan="3">主食費
のみ

（副食費免除）</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">主食費
のみ

（副食費免除）</td><td rowspan="3">生計同一の児童の数</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td colspan="2" rowspan="2">第１階層を除き、市町村民税非課税世帯</td><td>ひとり親等</td></tr>
<tr><td>ひとり親等以外</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3</td><td rowspan="6">第１階層を除き、市町村民税の所得割合算額の区分が次の区分に該当する世帯</td><td rowspan="2">48,601円未満</td><td>ひとり親等</td></tr>
<tr><td>ひとり親等以外</td></tr>
<tr><td rowspan="2">77,101円未満</td><td>ひとり親等</td></tr>
<tr><td>ひとり親等以外</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4</td><td colspan="2">97,001円未満</td><td rowspan="4">主食費
＋
副食費</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">小学校３年生以下の児童の数</td></tr>
<tr><td colspan="2">169,001円未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">211,201円未満</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2">211,201円以上</td></tr>
</table>

※主食費及び副食費の額は各施設で異なります。（ｐ．１４～１８）

給食費について

◆３歳以上の児童は、主食費・副食費のお支払いが必要です。副食費の免除がある世帯は通知書によってお知らせします。

・公立認定こども園の給食費（喜屋武、真壁、糸満南）

1号	主食費700円/月	副食費3,800円/月
2号	主食費700円/月	副食費5,600円/月

・私立認定こども園、私立保育園、幼稚園の給食費は各施設で設定します。詳細は各施設にお問い合わせ下さい。

○納付について

・０～２歳児クラスの納付先

施設分類	納付先	支払方法、納付期限
公立認定こども園 私立保育所	糸満市	口座振替、毎月２０日
私立認定こども園 幼稚園 小規模保育事業所	各施設	各施設により徴収します

・３歳児以上クラスの納付先

施設分類	納付先	支払方法、納付期限
公立認定こども園	糸満市	口座振替、毎月２０日
私立保育所 私立認定こども園 私立幼稚園	各施設	各施設により徴収します

※　糸満市への納付について、納め忘れ・納め間違いを防ぐため、口座振替を推奨しております。
お手続きにつきましてはｐ．２２（よくある質問Ｑ＆Ａ）のQ43をご覧ください。

※　納付先が糸満市の児童は、納付期限が土、日、祝祭日の場合、翌営業日が納付期限となります。

○保育料の変更について

（１）世帯の状況が変わった時
婚姻、離婚、死亡、児童扶養手当の支給開始・停止、障がい世帯への変更等で世帯の状況が変わった場合には、必ず保育こども園課まで届け出ください。世帯の変更に伴う**保育料の変更は、届け出た翌月からの適用となります。**

（２）所得の内容が変わった時
修正申告等により所得の内容が変わった場合は、保育こども園課で**事実を把握した時の翌月から保育料を変更します。**
また、倒産等による失業、疾病等の不測の事態により著しい収入の減少（前年の３割以上）があり、納入が困難となった場合には減免される場合があります。減免は申請手続きが必要です。詳細は保育こども園課までお問い合わせください。

（３）保護者の課税情報が確認できない時
① 保護者が他市町村在住だった世帯
課税年の１月１日時点で他市町村在住だった方は、課税情報が確認できるまでは最高額で決定します。
正しく利用者負担額を算定する為には、次のア～ウのいずれかをご提出ください。
※保護者２人とも他市町村在住だった場合は、２人分の書類が必要です。（非課税や扶養控除に入っている場合も必要）

ア）マイナンバー届出書（保育こども園課様式）
イ）市町村民税課税証明書
ウ）（国外就労の場合）年間収入を証明する書類

② 保護者が未申告の世帯
未申告の方は、税額が確認できない為、最高額で決定します。正しい利用者負担額を算定する為に、お早めに収入申告を行ってください。（非課税や扶養控除に入っている場合も必要）

※上記①②において課税情報が確認できた場合は、**年度内に限り遡って保育料を変更します。**

（４）還付等について
利用者負担額（保育料）に変更があったとき、生じた差額については、還付、追加徴収、還付金を未納分に充てる（未納充当）等の調整を行います。

○無償化について

◇無償化のための給付認定について
３歳児以上の利用者負担額等（保育料）において、無償化給付を受けるためには、給付認定が必要となります。**すでに保育所や認定こども園等を利用している場合には、**教育・保育認定を受けていることになるため、新たな手続きは不要です。しかし、認定こども園（教育）や新制度移行幼稚園に通う方で預かり保育の利用を希望する場合、または認可外施設等を利用している方は、無償化給付を受けるために、施設型利用給付認定（新１～新３号）を受ける必要があります。（下記「無償化の範囲について」参照）
申請様式は、糸満市保育こども園課に設置していますので、必要に応じてお問い合わせください。また、ホームページからも様式がダウンロードできます。
なお、申請前の利用に関する給付は行いません。該当する方は**利用前に申請するよう予めご確認願います。**

○無償化の範囲について

<table>
<tr><td colspan="2">子どもの年齢</td><td colspan="2">３歳児以上クラス</td><td colspan="3">０～２歳児クラス</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育の必要性</td><td>あり</td><td>なし</td><td colspan="2">あり</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">住民税課税状況</td><td>－</td><td>－</td><td>非課税世帯</td><td>課税世帯</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">施設・サービスの種類</td><td>認可保育所
認定こども園（保育）</td><td>無償</td><td>利用不可</td><td>無償</td><td>無償化の対象外</td><td>利用不可</td></tr>
<tr><td>認定こども園（教育）
新制度移行幼稚園</td><td>無償</td><td>無償</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>教育施設の預かり保育</td><td>12,300円/月
まで無償</td><td>無償化の対象外</td><td>－</td></tr>
<tr><td>・認可外施設
・病児保育
・ファミリーサポート
・一時預かり</td><td>注）合計して
40,300円/月
まで無償</td><td>無償化の対象外</td><td>注）合計して
45,700円/月
まで無償</td><td colspan="2">無償化の対象外</td></tr>
</table>

注）既に教育・保育施設の支給認定を受けている児童は、施設等利用給付の対象外となります。
※ ３～５歳児クラスまでの障がい児の発達支援サービスも無償化されます。
※ 年度途中に満３歳児となった児童は教育認定（１号）の対象となりますが、教育施設の預かり保育については、非課税世帯のみ無償化の対象となります。
※ 令和６年１０月から、指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、無償化の対象外となります。詳しくは沖縄県ホームページ等にてご確認ください。

12. 教育・保育施設等一覧

※料金、時間、人数は今後変更となる場合があります。最新の情報は施設にてご確認ください。

◇私立保育所◇

施設名（住所）	認定	利用定員（変更予定含む）							0歳児受入	開所日・時間	延長保育を行う時間帯	延長保育の利用料		給食費月額（主食費・副食費）
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				月単位	時単位	
ときわ保育園 （潮平741-1） TEL098-994-4734	保育 2号 3号	15	25	25	25	25	25	140	5ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～18:50 （月～金）	月契約はありません	18:00～18:30/200円 18:31～18:50/200円※ 検討中	6,000円 （主食：1,300円） （副食：4,700円） ※検討中
みなみ保育園 （糸満1532-1） TEL098-992-4977	保育 2号 3号	6	18	24	24	24	24	120	5ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	第1子　4,000円/月 第2子　3,000円/月 以降　2,000円/月	300円/時	7,000円 （主食：1,500円） （副食：5,500円）
さわやか保育園 （照屋435） TEL098-994-9125	保育 2号 3号	3	6	6	10	10	10	45	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	第1子　4,000円/月 第2子　3,000円/月 以降　2,000円/月	300円/時	6,500円 （主食：1,500円） （副食：5,000円）
西川保育園 （西崎1-35-3） TEL098-994-7908	保育 2号 3号	6	12	18	18	18	18	90	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	月契約はありません	200円/30分	6,500円 （主食：1,700円） （副食：4,800円） ※土は別途300円/日
はなかご保育園 （西崎町3-91-1） TEL098-995-4525	保育 2号 3号	6	12	28	28	28	28	130	5ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	月契約はありません	200円/30分 （7:00～9:00） （16:01～18:00） （18:31～19:00） 250円/30分 （18:01～18:30）	6,000円 （主食：1,500円） （副食：4,500円）
あはごん保育園 （阿波根751-7） TEL098-852-3011	保育 2号 3号	—	—	18	24	24	24	90	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	第1子　4,000円/月 第2子　3,000円/月 以降　2,000円/月	300円/時	7,000円 （主食：1,500円） （副食：5,500円）
あはごん保育園 （分園）（予定） （阿波根1126-10） TEL098-852-3011	保育 3号	12	18	—	—	—	—	30	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	第1子　4,000円/月 第2子　3,000円/月 以降　2,000円/月	300円/時	—
まつの木保育園 （糸満171） TEL098-994-5821	保育 2号 3号	—	—	16	18	18	18	70	—	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	月契約はありません	300円/30分	6,000円 （主食：1,500円） （副食：4,500円）
まつの木保育園 （分園） （西川町20-13） TEL098-994-5821 ※R9年～利用定員減の予定	保育 3号	6	14	—	—	—	—	20	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	月契約はありません	300円/30分	—
しおひら保育園 （潮平731-1） TEL098-994-0700	保育 2号 3号	10	15	15	16	17	17	90	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	第1子　4,000円/月 第2子　3,000円/月 以降　2,000円/月	300円/時	6,500円 （主食：1,000円） （副食：5,500円）
すぎの子保育園 （糸満1518-1） TEL098-992-2777	保育 2号 3号	6	15	15	17	18	19	90	6ヶ月	7:30～18:30 （月～土）	18:30～19:30 （月～金）	第1子　4,000円/月 第2子　3,000円/月 以降　2,000円/月	200円/30分	6,500円 （主食：1,500円） （副食：5,000円）
ゆりかご保育園 （阿波根1557-3） TEL098-992-1700	保育 2号 3号	3	6	6	11	12	12	50	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	月契約はありません	200円/30分	6,300円 （主食:1,500円） （副食:4,800円） 土は別途300円/日
くわのみ保育園 （西崎1-2-5） TEL098-996-4535	保育 2号 3号	3	6	12	20	14	15	70	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	月契約はありません	300円/30分 ※検討中	7,000円 （主食：1,500円） （副食：5,500円）
りんごの木保育園 （潮平337-1） TEL098-994-1941	保育 2号 3号	6	12	12	20	20	20	90	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	月契約はありません	18:00～18:30/300円 18:00～19:00/500円※ 変更の可能性あり	6,500円 （主食：1,500円） （副食：5,000円） ※土は別途300円/日 変更の可能性あり
きゃんばす糸満武富保育園 （武富1409番地） TEL098-851-4572	保育 2号 3号	12	12	12	14	15	15	80	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	月契約はありません	①短時間園児 250円/時 ②標準時間園児 300円/時	6,500円 （主食：1,500円） （副食：5,000円）

◇公立認定こども園◇　　※料金、時間、人数は今後変更となる場合があります。最新の情報は施設にてご確認ください。

施設名（住所）	認定	利用定員（変更予定含む）							0歳児受入	開所日・時間	延長保育を行う時間帯	延長保育の利用料		給食費月額（主食費・副食費）
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				月単位	時単位	
喜屋武こども園 （喜屋武433-1） TEL098-997-3663	教育1号	—	—	—	5	5	5	15	—	3・4歳児 8：30～13：30 5歳児 8:30～14:00 （月～金）	—	—	—	**※見直し予定有** 教育（1号） 4,500円 （主食：700円） （副食：3,800円） ※4月のみ副食費が2,760円 保育（2号） 6,300円 （主食：700円） （副食：5,600円） ※糸満南こども園はケータリングのため「卵、乳」以外の**アレルギー対応が出来ません**。予めご確認をお願いします。
	保育2号3号	3	6	12	15	15	25	76	6ヶ月	7:30～18:30 （月～土）	18:30～19:30 （月～金）	3,500円/月 （18:30～19:30） ※標準時間のみ	150円/30分 （7:30～9:00） （16:30～18:30） （19:00～19:30） 200円/30分 （18:30～19:00）	
真壁こども園 （真壁1932） TEL098-997-2833	教育1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:30～14:00 （月～金）	—	—	—	
	保育2号3号	6	12	12	15	20	20	85	6ヶ月	7:30～18:30 （月～土）	18:30～19:30 （月～金）	3,500円/月 （18:30～19:30） ※標準時間のみ	150円/30分 （7:30～9:00） （16:30～18:30） （19:00～19:30） 200円/30分 （18:30～19:00）	
糸満南こども園 （潮崎町3-1） TEL098-994-3734	教育1号	—	—	—	10	12	12	34	—	3・4歳児 8：30～13：30 5歳児 8:30～14:00 （月～金）	—	—	—	
	保育2号	—	—	—	10	18	18	46	—	7:30～18:30 （月～土）	18:30～19:30 （月～金）	3,500円/月 （18:30～19:30） ※標準時間のみ	150円/30分 （7:30～9:00） （16:30～18:30） （19:00～19:30） 200円/30分 （18:30～19:00）	

◇私立認定こども園◇

施設名（住所）	認定	利用定員（変更予定含む）							0歳児受入	開所日・時間	延長保育を行う時間帯	延長保育の利用料		給食費月額（主食費・副食費）
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				月単位	時単位	
光洋こども園 （西崎3-7-14） TEL098-992-1888	教育1号	—	—	—	7	5	13	25	—	8:30～14:00 （月～金）	①14：00～18：30 ②8：30～18：30 （月～金・夏季休暇）	10,000円/月 （夏季休暇）	①530円/日 ②980円/日	7,500円 （主食：3,000円） （副食：4,500円）
	保育2号3号	—	—	—	15	15	15	45	—	7:30～18:30 （月～土）	18:30～19:00 （月～金）	月契約はありません	150円/30分 （7:30～8:30） （16:01～18:30） 200円/30分 （18:31～19:00）	8,500円 （主食：4,000円） （副食：4,500円）
兼城こども園 （座波611-6） TEL098-994-7914	教育1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:30～14:30 （月～金）	①7:00～8:30 （月～金） ②14:30～18:00 （月～金） ③14:30～16:00 （月預かり契約・月～金） ④8:30～14:30 （土曜,夏季休暇）	③ 5,000円/月 （月～金） ③ 10,000円/月 夏季休暇 8:30～16:00	①② 200円/30分 ④ 1,500円/日 ※新2号は平日7時～18時の預かり保育料無償	5,500円 （主食：1,700円） （副食：3,800円） ※新2号、月預かりの給食費は2号と同額
	保育2号3号	3	6	12	15	17	17	70	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00	月契約はありません	200円/30分	6,500円 （主食：1,700円） （副食：4,800円） ※土は別途300円/日
西崎どろんこ保育園 （西崎2-4-2） TEL098-992-3644	教育1号	—	—	—	5	10	10	25	—	8:30～15:30 （月～土）	7:00～8:30 15:30～20:00 （月～土）	—	【8:30～15:30を超える時間の利用】 7:00～8:30 1回あたり1,000円/日額 15:31～17:00 1回あたり1,000円/日額 17:01～19:00 1回あたり1,000円/日額 【19:01～20:00を超える時間の利用】 ※1000円/1hに加え、以下の保育料を加算 19:01～19:30 30分あたり500円/日額 19:31～20:00 30分あたり1,000円/日額	8,600円
	保育2号3号	—	—	—	15	20	20	55	—	7:30～18:30 （月～土）	7:00～7:30 18:30～20:00 （月～土）	【標準認定】 7:00～7:30 30分あたり5,000円/月額 18:31～19:30 30分あたり5,000円/月額 19:31～20:00 30分あたり10,000円/月額 【短時間認定】 月極の延長保育はなし	【標準認定】 7:00～7:30 30分あたり500円/日額 18:31～19:30 30分あたり500円/日額 19:31～20:00 30分あたり1,000円/日額 【短時間認定】 7:00～8:30 30分あたり500円/日額 16:30～19:30 30分あたり500円/日額 19:31～20:00 30分あたり1,000円/日額	8,600円

（裏面へ続く）

（続き）　※料金、時間、人数は今後変更となる場合があります。最新の情報は施設にてご確認ください。

◇私立認定こども園◇

施設名（住所）	認定	利用定員（変更予定含む）							0歳児受入	開所日・時間	延長保育を行う時間帯	延長保育の利用料		給食費月額（主食費・副食費）
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				月単位	時単位	
ちくば認定こども園 （大里741-13） TEL098-994-2179	教育1号	—	—	—	7	9	9	25	—	8:00～16:00 （月～金）	①7:00～8:00 （月～金） ②16:00～18:00 （月～金） ③7:00～18:00 （土曜日）	①　300円/日　4,500円/月 ②　500円/日　7,500円/月 ③1,500円/日		6,400円 （主食：1,280円） （副食：5,120円） ※変更の可能性あり
	保育2号3号	12	21	21	42	46	50	192	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金） 土曜日は延長保育なし	200円/30分 （月契約はありません）		8,000円 （主食：1,600円） （副食：6,400円） ※変更の可能性あり
糸満ちくば第２こども園 （糸満1736-3） TEL098-851-8778	教育1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:00～16:00 （月～金）	①7:00～8:00 （月～金） ②16:00～18:00 （月～金） ③7:00～18:00 （土曜日）	①　300円/日　4,500円/月 ②　500円/日　7,500円/月 ③1,500円/日		6,400円 （主食：1,280円） （副食：5,120円）
	保育2号3号	9	21	25	38	38	39	170	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金） 土曜日は延長保育なし	200円/30分 （月契約はありません）		8,000円 （主食：1,600円） （副食：6,400円）
あいわこども園 （西崎5-33-2） TEL098-894-6675	教育1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:30～14:30 （月～金）	①7:00～8:30 （月～金） ②14:30～18:00 （月～金） ③14:30～16:00 （月預かり契約・月～金） ④8:30～14:30 （土曜,夏季休暇）	③ 5,000円/月 （月～金） ③ 10,000円/月 夏季休暇 8:30～16:00	①② 200円/30分 ④ 1,500円/日 ※新2号は平日7時～18時の預かり保育料無償	5,500円 （主食：1,700円） （副食：3,800円） ※新2号、月預かりの給食費は2号と同額
	保育2号3号	6	12	18	18	18	18	90	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	月契約はありません	200円/30分	6,500円 （主食：1,700円） （副食：4,800円） ※土は別途300円/日
こひつじこども園 （大里1837-1） TEL098-994-6916	教育1号	—	—	—	2	4	4	10	—	8:30～14:00 （月～金）	7:00～8:30 14:00～18:00 （月～金、土曜、夏季休暇）	450円/利用日数 （月～金） 800円/利用日数 （夏季休暇） （土）1,000円/日	300円/時 500円/日	4,900円 （主食：1,400円） （副食：3,500円）
	保育2号3号	6	10	10	13	15	15	69	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～18:30 （月～金）	月契約はありません	200円/30分	7,000円 （主食：1,400円） （副食：5,600円） ※土は別途300円/日
津山幼稚園 （阿波根746） TEL098-994-6714	教育1号	—	—	—	20	20	20	60	—	8:00～14:30 （月～金）	①7:30～8:00 ②14:30～17:00 ③17:00～18:30 ④夏季休暇等8:00～17:00	①300円/日・4,500円/月 ②500円/日・7,500円/月（おやつ込） ③300円/日・4,500円/月 ④1,000円/日・15,000円/月（おやつ込）		7,000円 （主食：2,200円） （副食：4,800円）
	保育2号3号	—	—	—	25	25	20	70	—	7:30～18:30 （月～土）	①7:30～8:00 ②17:00～18:30 ※短時間のみ	①300円/日(朝 7:30～8:00) ②300円/日(夕 17:00～18:30) ※短時間のみ		8,000円 （主食：3,200円） （副食：4,800円） ※土曜日実費 1日400円 （牛乳おやつ込）
ゆりかご認定こども園 （阿波根1550-1） TEL098-851-3362	教育1号	—	—	—	3	3	4	10	—	8:30～14:00 （月～金）	7:00～8:30 14:00～18:00 （月～金、夏季休暇）	（月～金）450円/日：要月契約 ※月契約無し又は延長の場合：500円/時 （土曜預かり）1,000円/日 （夏季休暇）10,000円/月		5,700円 （主食:1,500円） （副食:4,200円） ※預かり利用者別途600円/月（副食） ※土は別途300円/日
	保育2号3号	2	6	10	10	11	11	50	—	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	月契約はありません	200円/30分毎	6,300円 （主食:1,500円） （副食:4,800円） 土は別途300円/日
浜川こども園 （潮平774-1） TEL098-992-2767	教育1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:30～14:00 （月～金）	14:00～16:00 （月～金、夏季休暇）	5,000円/月 満３歳児のみ （月～金） 10,000円/月 （夏季休暇）	①7時半～８時半 ②14時～16時 ③16時～18時 ①②③200円/時間 600円/日	6,000円 （主食：1,500円） （副食：4,500円） ※新2号の給食費は2号と同額
	保育2号3号	12	14	26	26	26	26	130	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	月契約はありません	200円/30分	7,000円 （主食：2,000円） （副食：5,000円） ※土は別途350円/日

※料金、時間、人数は今後変更となる場合があります。最新の情報は施設にてご確認ください。

◇私立認定こども園◇

施設名（住所）	認定	利用定員（変更予定含む）							0歳児受入	開所日・時間	延長保育を行う時間帯	延長保育の利用料		給食費月額（主食費・副食費）
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				月単位	時単位	
大地の子こども園 （兼城341） TEL098-994-9288	教育 1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:00～13:00 （月～金）	13:00～18:00 （月～金、夏季休暇）	6,000円/月 （月～金） 10,000円/月 （夏季休暇）	500円/日 （月～金） 1,000円/日 （土）	6,000円 （主食：1,500円） （副食：4,500円） ★新2号の給食費は2号と同額、土は別途300円/日 ※金額変更の可能性あり
	保育 2号 3号	9	15	15	17	17	17	90	5ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～18:30 （月～金）	月契約はありません	300円/30分	7,000円 （主食：2,000円） （副食：5,000円） ★土は別途300円/日 ※金額変更の可能性あり
米須こども園 （大度84） TEL098-851-4027	教育 1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:15～14:00 （月～金）	14:00～18:15 （月～金、夏季休暇）	5,000円/月 月～金 14：00～18：15 10,000円/月 月～金 8：15～18：15 ※夏季休暇	500円/日	4,000円 （主食：1,000円） （副食：3,000円）
	保育 2号 3号	6	12	15	15	15	15	78	6ヶ月	7:15～18:15 （月～土）	18:16～19:15 （月～金）	3,500円/月 18：16～19：15 ※標準時間のみ	~~※標準時間~~ 200円/時 18：16～18:45 150円/時 18：46～19：15 ※短時間保育	6,000円 （主食：1,000円） （副食：5,000円）
みつる認定こども園 （真栄里2041-3） TEL098-992-5300	教育 1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:30～14:00 （月～金）	①7：00～8：30 ②14：00～17：00 ③17：00～18：00 （月～金、夏季休暇）	①③月契約なし ②14：00～17：00 8,000円/月 ※夏季休暇 8：30～17：00 12,000円/月 （給食費含む）	①③20分毎100円 ②500円/日	5,100円 （主食：1,500円） （副食：3,600円） ※変更の可能性あり
	保育 2号 3号	6	12	18	18	18	18	90	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	月契約なし	20分毎100円	7,000円 （主食：1,500円） （副食：5,500円） ※土は別途340円/日 ※変更の可能性あり
新島こども園 （賀数218-1） TEL098-994-2625	教育 1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:30～15:00 （月～金）	①7：30～8：30 ②15:00～18:00 ③長期休暇 春・夏・冬	①2,000円 ②月額なし ③月額なし	①150円/時 ②450円/日 ③500円/日	5,600円 （主食：1,200円） （副食：4,400円）
	保育 2号 3号	12	20	22	25	25	25	129	5ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00	第1子　4,000円 第2子　3,000円 以降　2,000円	300円/時	7,000円 （主食：1,500円） （副食：5,500円） ※土曜日利用なし 1回250円減算
のびしろこども園 （潮平375） TEL098-987-1412	教育 1号	—	—	—	5	5	5	15	—	8:00～14:00 （月～金）	①14:00～18:00 （月～金） ②18:00～19:00 （月～金） ③8:00～18:00 （土、長期休暇）	①　500円/日 ②　300円/時 ③1,500円/日		5,000円 （主食：1,200円） （副食：3,800円） ※令和8年度調整中
	保育 2号 3号	3	5	6	6	5	5	30	5ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	第1子　4,000円 第2子　3,000円 以降　2,000円	300円/時	7,500円 （主食：1,500円） （副食：6,000円） ※令和8年度調整中

◇私立幼稚園◇**（R9年度　幼稚園型認定こども園移行予定）**

施設名（住所）	認定	利用定員（変更予定含む）							0歳児受入	開所日・時間	預かり保育・延長保育を行う時間帯	預かり保育・延長保育の利用料		給食費月額（主食費・副食費）
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				月単位	時単位	
ゴスペル幼稚園 （糸満1693-2） TEL098-994-2145 ※2号についてはR9年度～受入予定	教育 1号	—	—	—	12	12	12	36	—	8:00～14:00 （月～金）	預かり保育 7:30～8:00 14:00～18:30 （月～金）	月契約はありません	100円/1時間	1食あたり370円 （主食：90円/食） （副食：280円/食） ※2026年度参考
	保育 2号 3号	—	—	—	3	3	4	10	—	7:30～18:30 （月～金） ※土曜日の保育はありません	延長保育 7:30～8:00 16:00～18:30 （月～金）	月契約はありません	100円/1時間 保育短時間認定児	

（裏面へ続く）

（続き）

※料金、時間、人数は今後変更となる場合があります。最新の情報は施設にてご確認ください。

◇地域型保育事業所[小規模保育事業所]◇

施設名（住所）	認定	利用定員(変更予定含む)				連携施設	0歳児受入	開所日・時間	延長保育を行う時間帯	延長保育の利用料		給食費月額（主食費・副食費）
		0歳	1歳	2歳	計					月単位	時単位	
ココカラ保育園 (真栄里1420-1) TEL098-996-2418	保育3号	5	7	7	19	さわやか保育園 すぎの子保育園 みつる認定こども園 糸満南こども園	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	月契約はありません	300円/30分	—
いっぽ保育園 (西崎町3-510-54) TEL098-987-1808	保育3号	4	6	7	17	はなかご保育園 光洋こども園	5ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	月契約はありません	200円/30分 250円/30分 （18:31～19:00）	—
チャイルドハウス西崎 (西崎1-33-2) TEL098-996-3111	保育3号	6	13	—	19	西川保育園 あいわこども園 くわのみ保育園 兼城こども園 (2歳児クラスから)	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～18:30 （月～金）	月契約はありません	200円/30分	—
チャイルドハウス西崎ネクスト (西崎1-33-2) TEL098-996-3111	保育3号	6	6	7	19	西川保育園 あいわこども園 兼城こども園 (3歳児クラスから)	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～18:30 （月～金）	月契約はありません		—
浜川きらり・キッズ (潮平774-1) TEL098-992-2767	保育3号	9	10	—	19	浜川こども園 (2歳児クラスから)	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	月契約はありません	200円/30分	—
ゆりかごチャイルド (西崎町3-492 2階) TEL098-851-5181	保育3号	3	3	6	12	ゆりかご保育園 ゆりかご認定こども園	6ヶ月	7:30～18:30 （月～土）	18:30～19:00 （月～金）	月契約はありません	200円/30分	—
たんぽぽ保育園 (西崎町3-510-136) TEL098-987-0526 ※利用定員変更の可能性あり	保育3号	6	6	6	18	新島こども園 しおひら保育園 りんごの木保育園	5ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～18:30 （月～金）	月契約はありません	200円/30分	—
あいりす保育園 (糸満388) TEL098-987-1360	保育3号	6	6	7	19	こひつじこども園 まつの木保育園 糸満ちくば第2こども園	5ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	4,000円/月	20分毎　100円	—
ぷてぃはなかご (西崎3-510-157) TEL098-996-2144	保育3号	6	12	—	18	はなかご保育園 (2歳児クラスから)	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	月契約はありません	200円/30分 （7:00～9:00） （16:01～18:00） （18:31～19:00） 250円/30分 （18:01～18:30）	—
にじのはし保育園 (西崎1-13-3) TEL098-992-5661	保育3号	5	7	7	19	光洋こども園 西崎どろんこ保育園	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	5,000円/月	300円/30分 ※変更の可能性あり	—
ドリーム児童園 (潮平459) TEL098-994-5088	保育3号	6	6	7	19	りんごの木保育園 兼城こども園	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	3,500円/月	300円/30分	—
はとぽっぽ保育園 (西崎2-36-2) TEL098-994-2360	保育3号	5	6	8	19	光洋こども園 くわのみ保育園 西崎どろんこ保育園	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	5,000円/月	300円/30分	—
もみじ保育園 (潮平713-6 102号) TEL098-992-6661	保育3号	6	6	7	19	光洋こども園 兼城こども園	5ヶ月	7:30～18:30 （月～土）	18:30～19:00 （月～金）	月契約はありません	300円/30分	—
るみえーるstar ほいくえん (潮崎町3-5-6) TEL098-840-8055	保育3号	6	6	7	19	あはごん保育園 糸満ちくば第２こども園 糸満南こども園 みなみ保育園	6ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～19:00 （月～金）	4,000円/月	300円/時	—
大地の子おひさま保育園 (糸満1557番1) TEL098-994-5650	保育3号	6	6	6	18	大地の子こども園 糸満ちくば第２こども園 糸満南こども園	5ヶ月	7:00～18:00 （月～土）	18:00～18:30 （月～金）	月契約はありません	300円/30分	—
津山ひまわり園 (阿波根８５２－１) TEL098-894-6716	保育3号	6	6	7	19	津山幼稚園	6ヶ月	7:30～18:30 （月～土）	18:30～19:00 （月～金）	月契約はありません	300円/30分	—

13.～よくある質問Ｑ＆Ａ～

【利用申込に関すること（共通）】

Q1.　市内の教育・保育施設の利用申込みは、全て保育こども園課でできますか。

A1.　希望する施設、認定により申込先が異なります。
【市内の公立認定こども園（1号、2号、3号）・法人保育所・私立認定こども園（2号、3号）・小規模保育事業所】
→保育こども園課にて受付を行います。

【私立認定こども園（1号）・私立幼稚園（１号）】
→各施設にて申込書配布、受付を行います。　※申込方法、日程等の詳細については希望する施設へ直接ご確認ください。
※別途支給認定の申請が市へ必要になります。

Q2.　糸満市に住民登録があります。市外の認可保育所等の利用申込はできますか。

A2.　広域入所申込として、糸満市保育こども園課で支給認定と利用申込を行ってください。
締切日が希望施設のある市町村によって異なる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。また、広域入所は、利用調整基準が各市町村で異なりますので、希望施設のある市町村へ事前にご相談することをおすすめします。

Q3.　現在市外に住民登録があり、糸満市へ転入を予定しています。糸満市内の認可保育所等の利用申込はできますか。

A3.　転入見込の分かる資料を添えて、糸満市保育こども園課で支給認定と利用申込を行ってください。利用調整（添付資料に基づく優先度）や締切日についてはｐ.５～ｐ.６をご確認ください。

Q4.　施設の見学をしたいのですが可能ですか。

A4.　利用申込前の見学をおすすめします。見学申込みは各施設へお早めにお問い合わせください。

Q5.　申込後、結果はいつ分かりますか。

A5.　４月入所希望で利用申込をした方（一次調整）については、２月中旬（予定）に封書で内定通知又は保留通知をお送りします。
なお、５月以降の利用調整結果につきましては、利用希望の前月２０日以降に内定者へのみ電話連絡を行います。

Q6.　きょうだいで申込の場合、各種証明書はきょうだい全員分必要ですか。

A6.　原本は１枚で結構ですが、人数分のコピーをご用意ください。きょうだいで申込する際の各種書類は、原本を上の子、コピーを下の子に添付して下さい。保育こども園課でのコピーは行っておりません。
※コピーで対応可能な証明書に関してはｐ.7～ｐ.8の備考をご確認ください。

Q7.　郵送による申込はできますか。

A7.　郵送での受付を行っておりますが、書類不備がある場合は受理できませんので、お早めにお手続きください。

Q8.　５歳児保育を希望する場合、教育施設（１号）と保育施設（２号）の両方へ申込みを行うことは可能ですか。また両方へ申込をした場合、入所調整に影響がありますか。

A8.　３歳児クラス以上は併願して申込が可能です。教育施設（１号）または保育施設（２号）のどちらを優先して希望するか選択してください。なお、私立認定こども園（1号）・私立幼稚園（１号）は各施設にてお申込みが必要となります。申込方法、日程等の詳細については希望する施設へ直接ご確認ください。

Q9.　令和８年度に利用保留だった場合、新たに令和９年度の申込みは必要ですか。

A9.　利用申込は、利用申込年度末まで有効です。したがって令和８年度の利用申込は最長、令和９年３月末まで有効です。年度毎に申請が必要ですので、令和９年４月以降も利用希望する場合は、「令和９年度」入所申込を忘れずに行ってください。

【利用申込に関すること（２、３号認定のみ）】

Q10.　希望園を一園に絞ったほうが優先されますか。

A10.　利用調整基準表に基づき、各年齢（クラス）ごとに保護者の保育を必要とする理由に応じて指数化し、優先度（指数）の高い保護者から順に希望園へご案内します。希望園を１園のみに絞ったからといって優先されるということはありません。

（例）
Ａさん３歳児（優先度１番）第１希望　兼城こども園、　第２希望　喜屋武こども園、第３希望　真壁こども園、第４希望　糸満南こども園
Ｂさん３歳児（優先度２番）第１希望　喜屋武こども園、第２希望　糸満南こども園、第３希望　なし
Ｃさん３歳児（優先度３番）第１希望　糸満南こども園、第２希望　なし

●空きが糸満南こども園に１枠しかない場合、希望順位の高いＢさん、Ｃさんではなく、優先度の高いＡさんを案内します。

Q11.　希望する教育施設や保育施設に必ず入れますか。

A11.　【教育施設…１号】
施設の利用枠を超える場合には、利用を制限する場合があります。各施設（公立は保育こども園課）へお問い合わせください。

【保育施設…２号、３号】
利用希望者数が保育施設の利用可能枠数を上回った場合は、提出された書類に基づき、保護者の保育を必要とする理由や世帯状況を指数化し、申込世帯の優先度（指数）順に利用者を選考します。希望する保育施設に利用枠がない、または利用枠を超える場合には利用を制限することもあります。

（続き）

Q12. 生まれる前の児童についても、利用の申込はできますか。

A12. 保育の必要性の認定を受ける必要がありますので、お子さんが生まれて、出生届を提出した後にお申し込みください。
ただし、受け入れは入所決定月初日の月齢で６ヶ月（一部施設では５ヶ月）からとなるため、利用調整もその受け入れ可能月からが対象となります。

Q13. 求職活動中でも申込はできますか。

A13. 「求職活動」は、保育を必要とする理由として認められているため、利用申込が可能です。求職活動による認定期間は３か月以内です。入所後、認定期間内に就労証明書の提出がない場合は退所となります。

Q14. 出産を予定しています。上の子を預けることはできますか。

A14. 「妊娠・出産」は、保育を必要とする理由として認められているため、利用申込が可能です。ただし、妊娠・出産による認定期間内（出産予定日の２ヵ月前の月初日から出産日の３ヵ月後の月末日まで）の入所に係る利用申込となります。申込後、利用調整結果が保留の方が、産後2か月後の月末日までに、妊娠・出産による認定期間以降の保育を必要とする事由の提出が出来ない場合、妊娠・出産による認定期間以降の利用調整の対象から外れます。
入所後においては、産後２か月後の月末日までに妊娠・出産による認定期間以降の保育を必要とする事由の提出が出来ない場合、退所となります。

Q15. 保護者に持病があり、日中児童を保育することができない場合は保育施設に預けることができますか。

A15. 「保護者の疾病（または障害）」は、保育を必要とする理由として認められているため、利用申込が可能です。医師作成の診断書（市指定様式）を添付のうえ、期日までに利用申込を行ってください。診断書の内容を審査し、日常保育へ支障があると認められれば「保護者の疾病（または障害）」として支給認定が受けられ、利用調整の対象となります。保育施設の利用調整については、利用調整基準に基づき行います。

Q16. 申込児童の育児休業中ですが、４月に入所した場合は、いつまでに復職する必要がありますか。

A16. 利用開始日の翌月１日までに復職が必要です。よって、４月利用については５月1日までに復職する必要があります。
入所後は、原則、市から就労先へ電話にて復帰確認を行い、必要に応じて復帰確定の分かる就労証明書の提出を求めます。

Q17. 就労証明書に記入漏れがありました。自分で追加記入してもいいですか。

A17. 就労証明書や診断書等は証明者が事実に基づき記入するものであり、保護者が追記することは不正な証明にあたりますので、絶対に行わないで下さい。保護者自身で記入したことが発覚した場合や、証明書等の偽造が発覚した場合は、無効な証明として、申請・内定の取消、入所後においては、退所となります。

Q18. 先日、保育こども園課に令和８年度新規申請の手続きで診断書を提出したばかりです。令和９年度新規申請はそのコピーを提出しても良いですか。

A18. 各種証明書の有効期限は証明日から３か月です。証明日から３か月以内のもので内容に変更がなければコピーをご提出いただいて構いません。ただし、就労証明書の場合は、追加資料として直近の労働時間の実績を求めることがあります。

Q19. 利用申込後に希望園や勤務時間の変更を申請したい場合はどうすればいいですか。

A19. 速やかに変更申請を行ってください。毎月の入所申込期日までに書類を提出いただければ、変更内容を適用させて入所調整を行います。必要書類に関しては保育こども園課までお問合せください。

Q20. 利用申込後に勤務先が変わりました。手続きは必要ですか。

A20. 提出書類の内容に変更があった場合は、速やかに保育こども園課へ必要書類を提出してください。
必要に応じ在籍確認を行った際、退職していることが判明した場合は、保育の必要な事由が無いとして、利用調整の対象から外れますのでご注意ください。

Q21. 祖父母と同居しています。祖父母が保育できない証明書等の提出は必要ですか。

A21. 保護者以外の同居人や同居親族（20歳以上60歳未満）の保育を必要とする証明書（就労証明書等）は提出不要です。
但し、父母に代わって事実上子を監護する者、事実婚・内縁・結婚予定で同居している方は保護者として提出が必要です。

Q22. きょうだい同時の申し込みですが、別々の施設に内定することもありますか。

A22. 年齢によって利用可能枠や申込者数が異なるため、利用調整において希望施設に空きがなければ、きょうだいでも別々の施設に内定することがあります。※調整方法に関してはQ10参照

Q23. ６月から利用を希望しています。現在は退職しており、６月から新しい仕事が決まっています。就労での利用申込はできますか。

A23. 採用予定の就労証明書等であっても、保育事由を「就労」とした申込が可能です。
６月入所希望の場合は４月末までに申込を行ってください。

Q24. 内定を取り下げた場合、今後の調整で減点になりますか。

A24. 内定後に入所を辞退した場合は、辞退１回につき１点の減点となります。この減点は年度の最終調整まで適用します。
また、加点においても年度内の適用となり、毎年度申請に基づき、申請年度の状況で加点の判断をします。

【利用申込に関すること（２、３号認定のみ）】

Q25. 待機の順番は変わりますか。

A25. 随時、新規入所申込を受け付けるため、指数に変更が無くても、毎月の調整時点における保留者の順位は変動します。
※他の申込者の状況により相対的に順位が下がることがあります。

【入所後の手続きに関すること】

Q26. 慣らし（慣れる）保育が必要と聞きました。期間はどの程度ですか。

A26. 教育・保育施設に新規入所するときは、お子様が新しい環境での集団生活に馴染めるように、段階的に利用時間を延ばしていきます。これを一般的に慣らし（慣れる）保育と呼び、おおよそ２～３週間を目安としています。ただし、お子様の年齢や体調等の状況により期間が前後する場合がありますので、入所施設と相談しながら行ってください。

Q27. 保育標準時間と保育短時間の違いは何ですか。

A27. 保護者の保育を必要とする事由によって、保育時間（利用可能な時間）が異なります。保育標準時間が１１時間、保育短時間が８時間の保育となります。

Q28. 就労時間が変わったので、保育時間を短時間から標準時間へ変更したいです。

A28. 速やかに就労時間が変わった就労証明書等の書類を保育こども園課にご提出ください。内容を審査し、要件を満たす場合には、原則として書類を提出した翌月１日から保育時間を変更します。なお、離職などの事実があるにも関わらず、正当な理由なく市に届け出ないまま保育標準時間を利用していることが判明した場合などには、支給認定を取り消し退所となることがありますのでご注意下さい。

Q29. 短時間保育を利用していますが、６月から職場の繁忙期を迎える為、送迎時間に間に合いそうにありません。繁忙期間中だけ標準時保育に変更できますか。

A29. 短時間認定であっても、繁忙期や通勤に時間がかかる等の理由で送迎時間に間に合わず、月に10回以上延長保育を利用している（あるいは見込みのある）方は、就労証明書・タイムカードで勤務地、勤務状況等を審査した上で、申請した翌月から標準時間に変更できる場合があります。保育こども園課窓口で「利用要件変更申立書」と添付資料をご提出ください。なお、繁忙期理由の場合の標準時間認定は最長３か月とし、以後は書類を改めて提出していただき再審査の上更新します。

Q30. 仕事を退職することになりました。保育施設をこのまま利用してよいですか。

A30. 保育を必要とする理由がない場合は退所となります。ただし、他に保育を必要とする理由（求職活動、疾病等）が認められた場合は、理由に応じた認定期間内での継続利用が可能となりますので、保育こども園課にてお手続きください。

Q31. 育休中も上の子は保育園に通えますか。

A31. 育児休業取得期間中は、原則として、育児休業取得対象の子ども（以下「下の子」）が、満１歳に達する日の月末までを最長として、現在利用中の子ども（以下「上の子」）は、施設を利用することができます。
ただし、下の子が１歳の誕生日を迎えてもなお、下の子の１歳になる月の利用（入所）申請をしているが、入所が決まらなかった場合に、やむを得ず育児休業を延長する場合のみ、育児休業取得期間が延長されたことの分かる就労証明書を提出した上で、下の子が満２歳に達する日の月末まで、上の子は継続利用することができます。
下の子の利用申込遅れ等は育休継続利用の要件にはなりません。満１歳に達する月の２ヶ月前までには必ず申し込みください。また、継続利用する場合は、育児休業を延長した就労証明書等をご提出ください。
※下の子の入所が決まった際は、下の子の入所月の翌月１日までに復帰が必要です。復帰できない場合、上の子と下の子共に退所となりますので、ご注意ください。

Q32. 家族構成（離婚・再婚・祖父母と同居等）や新しく就労した場合等、世帯の状況や利用要件が変更になった場合は手続きが必要ですか。

A32. 速やかに変更申請等の手続きを行ってください。利用者負担額（保育料）に変更がある場合は、原則として申請のあった翌月から変更します。

Q33. 小規模保育事業所を卒園した後はどうなりますか。

A33. 小規模保育事業所では、卒園後も児童が継続して保育を受けられるよう施設間で連携施設を設定しています（連携施設の設定については各施設へお問い合わせください）。卒園する年度の現況確認の際に希望施設を記入して申込いただき、次年度は施設で設定している連携施設に入園することとなります。連携外の施設への入所については、新規申込が必要となります。各園の設定する連携施設は、ｐ.１８の「教育・保育等施設一覧◇地域型保育事業所［小規模保育事業所］◇」でご確認ください。

（続き）

Q34. 転園はできますか。

A34. 年度途中に転園するには、退所手続きと併せ、新規入所申込を行ってください。新規利用申込書の提出があった月の翌々月１日入所から利用調整可能となります。また、新規利用申込において、利用していた施設を希望に含めることが可能ですが、利用調整の結果によっては保留となる場合がございますのでご注意ください。なお、次年度から転園するには、在園施設の現況届を転園希望とし、次年度の新規入所申込を行ってください。

※前年度中の利用調整において、それぞれ異なる保育施設を利用している在園児が３名以上いる場合、きょうだい児のいずれかの園への次年度転園希望について、転園希望者の１人を優先的に調整します（同一世帯に限る）。利用調整後、転園に成功すると、世帯における保育施設は少なくとも２ヶ所となります（１ヶ所の保育施設への全員の利用決定は行いません）。利用調整を行った結果、希望施設に空きがない場合は在園施設へ戻ることとなります。（以下、例示します。）

令和８年４月時点入所状況　太郎(4)：Ａ園　　次郎(3)：Ｂ園　　花子(0)：Ｃ園　（太郎、次郎、花子は同一世帯）
令和９年４月入所申込状況　太郎(5)：Ａ園継続　次郎(4)：Ａ園転園希望　花子(1)：Ａ園転園希望　（年齢等による転園見込が低い児童を優先調整対象とする）

注）この場合、次郎さん、花子さんが転園希望として新規入所申込を行いますが、優先的に調整されるのは１人のみであり、優先されない方についてはきょうだい児同園入所調整となります。花子さんが優先調整の対象となり、希望施設に空きがあればＡ園へ転園となります。希望施設に空きがなければ在園施設のC園へ戻ることとなります。次郎さんの転園による調整の結果、Ａ園へ転園できなかった場合は、在園施設のB園へ戻ることになります。

※令和9年度からきょうだい児が別々の園にいる場合、きょうだい児と同じ園のみを転園希望する場合のみ在園保障を設けております。（Q51.～）

Q35. 長期間お休みしたいのですが。

A35. 正当な理由がなく１か月を超えて休んだ場合は退所となります。また、月のほとんどを休んだ場合であっても利用者負担額（保育料）は全額納付していただきます。※一時帰国も長期間休む正当な理由に該当しません。

Q36. 里帰り出産を考えています。

A36. 里帰り出産は、妊娠・出産による認定期間中のうち３か月の休園を認めています。休園中も在籍している形になりますので、利用者負担額（保育料）は全額発生します。休園する場合は、事前に保育こども園課まで休園届を提出してください。

Q37. 保育施設を退所したいのですが。

A37. 退所日の15日前までに、保育こども園課へ「退所届」を提出してください。退所届の様式は、保育こども園課窓口に備え付けております。15日前を過ぎてしまうと、利用料（保育料）が発生する場合があります。退所後に再度保育施設の利用を希望する場合は、改めて新規利用申込が必要です。

【利用者負担額（保育料）に関すること】

Q38. 利用者負担額（保育料）はどのように算定されていますか。

A38. 利用者負担額（保育料）は、保護者の市町村民税額の合算額と、世帯の状況で決定されます。前期保育料（４月から８月分まで）は「前年度」の市町村民税課税額、後期保育料（９月から翌年３月分まで）は、「今年度」の市町村民税課税額で算定されます。ただし、保護者の市町村民税所得割額、均等割額ともに0円の場合は、同住所親族等（祖父母やきょうだい）の中で最も所得が高い、あるいは納税額が多い方の課税額を、保育料の算定根拠に含めます。

Q39. 当年１月１日時点において糸満市に住民登録がありません。保育料の算定で何か手続きが必要ですか。

A39. 申請時に提出されたマイナンバーを基に、１月１日時点居住市町村へ税情報の照会を行います。未申告、税情報が不明等の場合は、暫定的に最高額の保育料で決定しますのでご注意ください。ただし、税情報の詳細がわからない場合や保護者の申告時期によっては照会結果の取得に日数を要することもあり、その場合は、所得課税証明書等の提出をお願いすることがあります。

Q40. 年度途中で３歳になったら、利用者負担額（保育料）は無償になりますか。

A40. 利用者負担額は４月１日時点の年齢を基準とするため、年度途中での変更はありません。
※年度途中に満３歳となった児童が、1号認定へ切り替えた場合を除く

Q41. 離婚・再婚をしました。利用者負担額(保育料）はいつから変更になりますか。

A41. ひとり親世帯、再婚、障がい者（児）のいる世帯への変更等、世帯の状況が変わった場合は速やかに保育こども園課へ届け出ください。利用者負担額（保育料）に変更がある場合は、原則として届け出た翌月から変更します。

Q42. 欠席をした場合も利用者負担額（保育料）はかかりますか。

A42. 欠席の有無に関わらず、利用者負担額（保育料）は全額納付していただきます。

Q43. 利用者負担額（保育料）の納付を口座振替にできますか。

A43. 公立認定こども園（全クラス）、私立保育所（0歳児～2歳児クラスに限る）については、口座振替依頼書に必要事項をご記入いただき、指定金融機関窓口へ提出してください。引落日は毎月２０日です。（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
私立保育所（3歳児～5歳児クラス）、私立認定こども園、私立幼稚園及び小規模保育事業所については、各施設へ納付となりますので、納付方法や納付期限について各施設へお問い合わせ下さい。

Q44. 公立と私立で利用者負担額（保育料）は違いますか。

A44. 糸満市において公立と私立で利用者負担額（保育料）の違いはありません。ただし、利用者負担額（保育料）以外の給食費や延長

保育料、教材費等は施設で定めておりますので、事前に各施設へご確認ください。

【利用者負担額（保育料）に関すること】

Q45. きょうだいで保育施設を利用すると、利用者負担額（保育料）は安くなりますか。

A45. 世帯の所得やきょうだい児の入所施設状況により、利用者負担額（保育料）の軽減を受けることができる場合があります。これを多子軽減といいます。第一子は全額、第二子は半額、第三子は無料です。多子軽減に該当する子どもの基準は認定区分（１号-３号）や所得階層により異なります。

Q46. 祖父母と同居していますが、生計は全く別です。利用者負担額（保育料）はどのように算定されますか。

A46. 利用者負担額算定の根拠となる市町村民税額は、基本的には保護者（父母）それぞれの課税額の合計で算定します。保護者（父母）の市町村民税所得割・均等割額が0円の場合は、同住所親族等（祖父母やきょうだい）の中で最も所得が高い、あるいは納税額が多い方をその世帯の生計を担う主宰者とみなし、保育料の算定根拠に含めます。ただし、保護者の別世帯の申立てにより、住居の状況や収入の有無、税の扶養状況等から生計が別であると認められた場合、保育料の算定根拠から除外されることがあります。

Q47. 保育料の督促状が届きました。どうしたら良いですか。

A47. 保育料を糸満市に納める必要がある場合、納付しないまま納付期限が過ぎると、督促料や延滞金が付くことがあります。さらに滞納が続くと、給与差押え等の処分を受けることもあります。納付が困難な方は、保育こども園課窓口にて納付相談を受け付けますので、放置せずに必ずご連絡ください。なお、不測の事態によって収入が著しく減少したことによる、保育料の納付が困難な場合等、保育料の減免を受けられることがあります。
注意）在園する施設により納付方法が異なります。（Q43参照）

【その他】

Q48. 認可外保育施設や企業主導型施設、一時預かりの申込みも保育こども園課で行っていますか。

A48. 申し込みは各施設で行っています。空き情報なども直接園へご確認ください。ただし、認可外保育施設や企業主導型施設の申込にあたり、市が発行する保留通知書や、支給認定通知書が必要となる場合は、保育こども園課にてお手続きください。

Q49. 育児休業を延長したいが、職場から保育所等に入所できなかった証明が必要と言われました。

A49. 入所調整の結果、希望している施設に空きがなく、入所が保留となった場合、「保育の実施（保育施設への入所）に関する証明書」の発行が可能です。証明書の発行を希望される場合は窓口にて申請書の記入が必要となります。
※入所調整において、希望順位に関わらず、内定を辞退した場合、入所保留となった理由の欄に「内定を辞退した」旨を記載した「入所保留通知書」を発行いたします。

Q50. 内定を辞退したのですが、保育の実施（保育所への入所）に関する証明書の発行はできますか。

A50. 内定を辞退した場合には、保育の実施（保育施設への入所）に関する証明書ではなく、入所保留通知書を発行しております。
なお、入所保留となった理由には「内定を辞退した」旨を記載させていただきます。
また、辞退１回につき１点の減点となります。この減点は年度の最終調整まで適用します。

Q51. 転園時の在園保障とはどういうものですか。

A51. 在園保障とは在園児がきょうだい児との在園する施設を希望する転園の場合、在園継続を保障しながら利用調整を行うことです。
※糸満市が利用調整を行う施設（2.3号）に在園する児童のみ在園保障が適用されます。※（P.10参照）

Q52. 転園時の在園保障はどのような時に適用されますか。

A52. 入所年度内にきょうだい児が同じ施設に入所できるように転園を希望する場合のみ、在園保障が適用されます。
下記の場合には在園保障の対象外となりますのでご注意ください。
（例）Aさん（A園）、Bさん（B園）を利用しており、Bさんが（A園）への転園を希望しているが、（A園）がBさんの年齢を受け入れしていない場合。※兄弟児が同じ施設に入所できないため。
〇きょうだい児が在園している施設以外も転園希望園に含める場合は在園保障の対象とならず通常の転園申込扱いとなります。
※転園希望先や在園施設の受入可能な年齢により在園保障の対象外なる場合があります。

14.保育事業案内

◎延長保育◎

保育施設等に入所している児童の保護者の勤務形態、残業などにより通常の保育時間を超えて保育する必要のある児童を時間延長してお預かりします。別途利用料が発生します。

◎特別支援教育・保育（障がい児保育）◎

保育を必要とする児童で、心身に障害を持ち（特別児童扶養手当受給者、療育手帳、障害者手帳の所持者など）かつ集団保育が可能な児童が対象です。障がい児に対する適切な保育をすることによって集団生活の中で健全な社会性の成長を促すことを目的に行っています。

◎一時預かり事業◎

月64時間未満のパート就労や保護者の傷病など、または育児疲れの解消などで一時的に保育が必要となる場合に、児童を預かる保育サービスを実施しています。＊緊急の方優先（両親の就労、疾病、介護、出産、求職、リフレッシュ等）

【対象児童】
・市内に住所を有している児童
・認定こども園・保育所・幼稚園等に通っていないまたは在籍していない児童
・集団保育が可能な児童

【糸満市内の一時預かり事業を行っている施設】

No	施設名	所在地	連絡先	保育時間	日数	対象年齢
1	はとぽっぽ保育園	西崎2丁目36-2	994-2360	9時～17時	預かりの理由により異なります ※土日祝を除く ・出産、疾病、冠婚葬祭等 →月に14日間まで ・リフレッシュ →月に5日間まで	6ヶ月～2歳児
2	ドリーム児童園	潮平459	994-5088			
3	あいりす保育園	字糸満388	987-1360			
4	にじのはし保育園	西崎1丁目13－3　1階	992-5661			
5	もみじ保育園	潮平713-6　102号	992-6661			
6	子育て広場まかべ	真壁1932（真壁こども園２階）	997-2835			6ヶ月～就学前
7	いっぽ保育園	西崎6-4-8　すこやか館2階	080-3992-1808	9時30分～16時30分		

料金表	出産・疾病・冠婚葬祭等		その他（リフレッシュ）	
年齢	4時間以上	4時間未満	4時間以上	4時間未満
3歳未満児	1,700 円/日	850 円/日	2,400 円/日	1,200 円/日
3歳以上児	1,400 円/日	700 円/日	2,300 円/日	1,150 円/日

※各施設の利用児童数に応じて、実施施設は変動します。

※空き状況は各施設へお問い合わせください。

【1対1による預かり施設】

No	施設名	所在地	連絡先	対象年齢	利用時間／利用料金（1時間あたり）		
					月～金		土日祝日※1
					7時～19時	19時～21時	7時～21時
1	ファミリーサポートセンター	西崎6-4-8 すこやか館1F	987-4009	6ヶ月～小学校6年生	600 円	700 円	700 円

＊研修を受けた会員による、会員宅での預かりです。
＊ファミリーサポートセンターにて登録後の利用となります。

◎病後児保育事業◎

病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、契約施設（かみや母と子のクリニックくじらキッズ、くでけん小児科チャイルドケアセンター）にある専用スペースにおいて児童を一時的に預かり、子育てと就労の両立を支援します。別途利用料が発生します。
＊減免を希望する場合は一年ごとに、保育こども園課で別途手続きが必要です。

No	施設名	所在地	連絡先	利用料等
1	かみや母と子のクリニック （くじらキッズ）	阿波根1552-2	995-3511	５時間未満　1,000円/日 ５時間以上　2,000円/日 食費　500円 その他　医療費
2	くでけん小児科 （チャイルドケアセンター）	西崎6-11-8	994-2099	

◎子育て支援事業◎

子育て支援センター「ぬくぬく」、子育て広場「まかべ」「ぽかぽか」は、０歳から就学前のお子さんがいるご家庭、また、これから出産を迎えるご家庭がご利用になれます。

【子育て支援事業施設】

No	施設名	所在地	連絡先	事業内容
1	子育て支援センター　ぬくぬく	座波611-6	852-3633	親子交流の場
2	子育て広場　ぽかぽか	西崎6-4-8 すこやか館１Ｆ	992-6508	親子交流の場
3	子育て広場　まかべ	真壁1932 真壁こども園2F	997-2835	親子交流の場
4	糸満市親子通園　ぐんぐん	真栄里860-6	992-5519	からだとこころの発達を支える 親子参加型保育の場
5	子育て応援隊　NPOいっぽ	西崎6-4-8 すこやか館3Ｆ	987-4112	子育て困難な子どもや保護者への支援・相談 拠点型こどもの居場所
6	糸満がじゅまる児童センター	糸満1410-10	995-1937	子どもの遊びの場 （未就学児は保護者同伴）
7	西崎太陽児童センター	西崎1-35-2	992-4228	子どもの遊びの場 （未就学児は保護者同伴）
8	市内こども園	施設毎に異なる場合があります。 詳細は各施設にお問い合わせください。		交流スペースの開放及び相談指導など （※施設毎に異なる場合があります。）

＊サービスは基本的に無料となっています。お気軽にご利用ください。

◎認可外保育施設◎

No	施設名	所在地	連絡先
1	子育て相談保育室　バク	大里2062-51	911-4098
2	うさぎの森保育園	西崎町3-288　2F	987-1425
3	めぶき園 （企業主導型保育事業施設）	西崎町3-241	992-0152
4	みらいっこ園くるみ　（予定） （企業主導型保育事業施設）	北波平269-1	987-1214
5	つばき保育園 （企業主導型保育事業施設）	糸満1736-7 MinamiGarden 1階	894-6336
6	ココマリー保育園 （企業主導型保育事業施設）	糸満市字武富371-4	856-5055



＊空き状況は各園に直接お問い合わせください。保育料や給食費は各園により異なります。

新規-令和９年度

別表（第２０条関係）

糸満市保育所等利用調整基準表（案）

児童名		調整月	参考	点数(父)	点数(母)	世帯状況	合計
生年月日							

保育を必要とする事由			点数	父	母
１就労	週３８時間以上の労働時間		10		
	週３５時間以上の労働時間		9		
	週３０時間以上の労働時間		8		
	週２５時間以上の労働時間		7		
	週２０時間以上の労働時間		6		
	週１６時間以上の労働時間		5		
	週１６時間未満の労働時間		4		
	※自営業申立書の根拠書類等の添付が無い場合。		-1		
	※就労・退職予定（労働時間の変更除く）		-2		
	※保育士として就労する場合、実情に応じ優先利用とする。				
２妊娠・出産	出産予定日の２か月前の月初日から出産日から３か月後の月末日まで。		12		
３保護者の疾病・障害	疾病等	入院(予定含む)又は、常時安静が必要で日常保育が不可能である場合(診断書提出)。	10		
		治療、通院を要し日常保育の軽減(週４～５日程度)が必要である場合(診断書提出)。	8		
		上記以外で通院を要しかつ日常保育の軽減が必要である者(診断書提出)。	6		
	障害等	身体障害者手帳１～２級、及び精神障害者保健福祉手帳１級、療育手帳Ａ１・Ａ２の該当者で保育が困難な場合(診断書・障害者手帳提出)。	10		
		身体障害者手帳３級または精神障害者保健福祉手帳２級、療育手帳Ｂ１の該当者で保育が困難な場合(診断書・障害者手帳提出)。	9		
		上記以外の手帳該当者で日常保育が困難な場合(診断書・障害者手帳提出)。	7		
４親族の介護・看護	病院付添	入院付添い：１ヵ月以上にわたり入院している者の付添い(診断書提出)。	9		
		通院付添い：長期(１ヵ月以上)にわたり週３日以上通院している者の付添（診断書提出）。	7		
	通園・通学付添	心身障害者通園通学付添い又は看護(障害者手帳及び診断書の提出)：週３日以上(付添いを求める通知、在園・在学証明書等の提出必要)	7		
		心身障害者通園通学付添い又は看護(障害者手帳及び診断書の提出)：週３日未満(付添いを求める通知、在園・在学証明書等の提出必要)	5		
	居宅内付添	常時病床の方、心身障害者(重度)等の常時付添(診断書提出、診断書で「全介助」を要すると診断された者)	8		
		上記以外の付添い又は介護	6		
	※別居親族の付添いの場合には、上記の点数から減点		-1		
５災害復旧	災害・風水害・火災等でその復旧にあたっている場合。		10		
６求職	求職中(起業準備、開業予定含む)である場合。		4		
７就学	大学・専門学校・職業訓練校等に週４０時間以上就学している者。		10		
	大学・専門学校・職業訓練校等に週３０時間以上就学している者。		8		
	大学・専門学校・職業訓練校等に週２０時間以上就学している者。		6		
	大学・専門学校・職業訓練校等に週１６時間以上就学している者。		5		
	大学・専門学校・職業訓練校等に週１６時間未満就学している者。		4		
８育児休業	申込児童以外の子の育児休業中である者。		2		

世帯状況による加点			点数	加減点
世帯状況	本人都合により内定を辞退した場合。 ※以降の入所調整から、辞退の回数毎に適用（2回辞退した場合、-2点）		-1	
	ひとり親世帯	死亡、離婚、行方不明等により母子または父子のみの世帯、子が祖父母と同居している世帯 ※証明する書類有り	15	
		離婚調停書または通知書がある場合。 ※協議中は適用不可	12	
		上記以外の場合で、諸調査による場合。	5	
	単身赴任世帯(県内離島・県外・海外での単身赴任が対象) ※就労証明書により、利用希望日以降も3か月以上継続して単身赴任見込であることが確認できる場合。		2	
	生活保護世帯		3	
	同居内に障がい児(者)がいる世帯 ※証明する書類有り □身体障害者手帳　□療育手帳　□精神障害者保健福祉手帳 □特別児童扶養手当　□障害基礎年金		3	
	特別支援教育・保育（加配）申請者		3	
	申込児童が多胎児（双子以上）の場合。 ※１点×申込児童（多胎児）の人数		1	
	希望する保育所等に入所できない場合には、育児休業の延長も許容できる。		-10	
	申込時点において第１希望の施設に兄弟姉妹(入所年度において卒園児を除く)が在園している場合。		1	
	※入所年度内にきょうだい児の在園する施設に入所できるように転園を希望する場合		※実情に応じて優先利用とする。	
	申込時点において認可保育施設在園中の児童 ※教育・保育給付認定の2.3号に限る。		1	
	申込児童の認可外保育施設の利用期間が2か月以上継続してある者または一時預かり保育の利用が同月に１０日以上かつ2か月分ある者 ※一時預かり保育には、ファミサポを含む ※申込児童本人の育児休業を理由に利用したものを除く		1	
	保育を必要とする事由が２つ以上の場合。 ※保育を必要とする事由の点数が高い方に加点し１０点を上限とする。 ※保育を必要とする事由は、求職(起業準備中)、育児休業を除く。		最大2	
	その他優先的に保育所等の利用を認める場合。 (DVや虐待への対応等、緊急的に社会的支援を要する場合)		※実情に応じて優先利用とする。	

【利用調整点数が同点の場合の優先順位】			
A	基準表において災害復旧に該当するもの。		
B	基準表において申込児童が障がい児の世帯に該当するもの。		
C	基準表においてひとり親世帯に該当するもの。		
D	基準表において保護者の疾病・障がいの世帯に該当するもの。		
E	基準表において保護者が共に居宅外就労に該当するもの。		
F	基準表において妊娠・出産に該当するもの。		
G	基準表において保護者の片方が居宅外就労、片方が居宅内就労に該当するもの。		
H	基準表において親族の介護・看護に該当するもの。		
I	基準表において就学に該当するもの。		
J	基準表において保護者が共に居宅内就労に該当するもの。		
K	基準表において求職(起業準備)に該当するもの。		
L	基準表において育児休業に該当するもの。		
M	A～Lの結果、同位の場合の優先順位は以下の通りとする。		
	①	就学前児童数が多いほう。	
	②	保護者の週の合計労働時間が長いほう。 ※但し、週の労働時間数は法定労働時間数を上限とする。	
	③	経済的状況(市区町村民税額の低い世帯)	
	④	入所希望日が早いほう。	

以上でもなお同位の場合は、実態調査のうえで判断します。

【利用調整点数の付け方について】

1	父母(保護者)それぞれの保育を必要とする事由による点数を合算します。	4	労働時間については、実績に基づき点数を求めます。
2	保護者の保育を必要とする事由に、世帯状況による点数を加点し、利用調整点数を確定します。	5	点数は申込年度内の適用となり、年度繰越はありません。
3	労働時間については、休憩時間・通退勤時間・残業等は含みません。		

糸満市内教育・保育施設等簡易ＭＡＰ

【西崎周辺】
①西崎どろんこ保育園（私）
②光洋こども園（私）
③あいわこども園（私）
④西川保育園（保）
⑤はなかご保育園（保）
⑥くわのみ保育園（保）
⑦いっぽ保育園（小）
⑧チャイルドハウス西崎（小）
⑨チャイルドハウス西崎ネクスト（小）
⑩ゆりかごチャイルド（小）
⑪たんぽぽ保育園（小）
⑫ぷてぃはなかご（小）
⑬にじのはし保育園（小）
⑭はとぽっぽ保育園（小）

【喜屋武・真壁・大度周辺】
⑮喜屋武こども園（公）
⑯真壁こども園（公）
⑰米須こども園（私）

【糸満・潮崎・眞栄里・照屋周辺】
⑱糸満南こども園（公）
⑲糸満ちくば第２こども園（私）
⑳みつる認定こども園（私）
㉑みなみ保育園（保）
㉒さわやか保育園（保）
㉓まつの木保育園（保）
㉔まつの木保育園（分園）（保）
㉕すぎの子保育園（保）
㉖ココカラ保育園（小）
㉗あいりす保育園（小）
㉘るみえーるｓｔａｒほいくえん（小）
㉙大地の子おひさま保育園（小）
㉚ゴスペル幼稚園（幼）



【座波・大里・賀数・武富周辺】
㉛兼城こども園（私）
㉜ちくば認定こども園（私）
㉝こひつじこども園（私）
㉞新島こども園（私）
㉟きゃんばす糸満武富保育園（保）

【兼城・潮平・阿波根周辺】
㊱津山幼稚園（私）
㊲ゆりかご認定こども園（私）
㊳浜川こども園（私）
㊴大地の子こども園（私）
㊵のびしろこども園（私）
㊶ときわ保育園（保）
㊷あはごん保育園（保）
㊸あはごん保育園（分園）（保）
㊹しおひら保育園（保）
㊺りんごの木保育園（保）
㊻ゆりかご保育園（保）
㊼浜川きらりキッズ（小）
㊽ドリーム児童園（小）
㊾もみじ保育園（小）
㊿津山ひまわり園（小）

～参考～
公：公立こども園
私：私立認定こども園
保：私立保育所
小：小規模保育事業所
幼：私立幼稚園